

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成19年 9 月11日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第46号 第 1 次愛西市総合計画基本構想について
- 日程第 2 議案第47号 政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第48号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第49号 愛西市消防団条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第50号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第51号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第52号 市道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第 9 議案第54号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 議案第55号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第56号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第57号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 議案第58号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 認定第 1 号 平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2 号 平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3 号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4 号 平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 5 号 平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 6 号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 7 号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 8 号 平成18年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第22 請願第 1 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願について
- 日程第23 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
14番	小沢 照子 君	15番	後藤 和巳 君
16番	堀田 清 君	17番	加藤 和之 君
18番	古江 寛昭 君	19番	大島 功 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

◎欠席議員（1名）

13番	近藤 健一 君
-----	---------

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	水谷 洋治 君	経済建設部長	篠田 義房 君
上下水道部長	若山 富士夫 君	市民生活・保健部長	八木 富夫 君
福祉部長	加賀 和彦 君	消防長	古川 一己 君
佐屋総合支所長	藤松 岳文 君	立田総合支所長	飯田 十志博 君
八開総合支所長	水谷 正 君	佐織総合支所長	伊藤 忠俊 君
企画課長	山田 善照 君	財政課長	大鹿 剛史 君
保険年金課長	水谷 辰也 君	健康推進課長	山田 重夫 君
農業委員会事務局長	大島 静雄 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤辰雄
書 記 田尾武広

議事課長 服部秀三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

御案内の定刻になりました。

なお、13番の近藤健一議員は、病気療養中のために欠席届が出ております。御報告を申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第46号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第46号：第1次愛西市総合計画基本構想についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・古江寛昭議員、どうぞ。

○18番（古江寛昭君）

愛西市総合計画の中、基本計画とか、あるいは基本構想等が提案されておりますが、これをもとに平成20年度から29年まで10年の区切りとして、計画に従い、市民生活の安定と向上のため努力していくことになると思います。基本計画の中で、さらに六つの体系図、それをもとに基本施策、さらに実現のための方策等、いろいろ区分されてあります。いずれも理想的な構想など掲げてありますが、しかし具体的な方法とか計画、検討がなされていると思います。また、このため、年度計画、あるいは予算の年度計画などはいかがなものでしょうか。

また、満足度とか達成度とかいったことは、5年、あるいは10年後の成果を見て判断されると思いますが、これの基準といったものか、あるいはどこを基準にして達成されるというような構想になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、古江議員さんから御質問いただきました点について、順次お答えをさせていただきます。

まず今回の総合計画の策定の手法につきましては、全協等でもいろいろ御報告を申し上げてきた経緯でございます。

それで、まずその手法について、市民生活の課題を洗い出しまして、これを成果の目標として決めました。その達成に向けて、いわゆる基本構想におきまして六つの理念と29の施策を掲げ、さらにその説明資料として、先ほどお話がございました基本計画を策定しております。その基本計画の中身につきましては、それぞれの基本施策にとってより効果的な事務事業を検討していくための、実現のための方策として、それぞれ事業実施のための方向性を示しておるのが現状でございます。

それで、今議会で基本構想を御議決いただきますと、その基本構想が確定された後に基本構

想、基本計画の趣旨に基づき、いわゆる3ヵ年計画の実施計画を作成していく予定であります。当然、この実施計画は各年度の予算配当の基礎資料になるという前提で考えております。いずれにしても、御議決いただいた後、年内、あるいは来年早々に実施計画の作成に向けて作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから数値目標、いわゆる満足度、あるいは役割分担値の数値目標の関係でございますが、いわゆる基本計画に掲載しております生活課題に対する満足度、指標の、いわゆる5年後、10年後の目指そう値、この設定につきましては、具体的には市の職員、これは課長以上でございます。それから市民会議の委員さん方、それから地元関係者、これは一応コミュニティーの役員さんとか、あるいは総代さん、連絡協議会の代表者の方、それから福祉・産業、それぞれの分野の関係者の方に意見をお聞きしまして、その目標数値を現在集計しているところでございます。それで、あくまでその計画の目標数値でございます。先ほど御発言がございましたように、5年後、10年後に100%達成されるものではなくて、いわゆる5年後、10年後の実現可能な範囲での努力目標といいますか、そういったものも視野に入れて、その数値を一つ一つ検証しながら、今後検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○18番（古江寛昭君）

全体的に、総合的にといたしますか、10年間の目標といってもなかなか困難であると思いますので、せめて3年間の計画といったようなことをきちっと立てていただきまして、予算の配分とか、そういったことにもきちっと計画を立てていただかなきゃならないと思います。

ただ、いろいろ細かく分野別に見ましても、都市基盤とか安全、産業、福祉、環境、教育など、いろいろ掲げてありますけれども、今後において、相当の努力していかなくちゃならないと思いますし、分野においては予算だけつけておけばよいというような面もあるかもしれませんが、行政側から努力していただかなきゃならないというような部分も多数あると思います。そして、例えば例を言いますならば、都市基盤とか産業とかいったようなことは成り行きに任せておいていいというようなことにはならないと思いますし、農業関係におきましても、ただ保全をするというようなことだけでは総合計画の趣旨から反してくると思いますので、どうしたら住民の安全・安心の生活ができるか、あるいは趣旨に沿ったきちっと環境の整った将来構想に従えるかということを考えて、計画を立てていただきたいと思いますし、予算の面でもまだ今後のことになるかと思いますが、よろしくその点をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

4点ほど質問をさせていただきます。

今度の総合計画は、このアンケートで市民ニーズをつかんで、その上に市民会議で議論をする、そういう市民参加の手法を取り入れて行われたと。その点で画期的なものでありましたが、しかしまだ市民の参加というものは非常に役割を分担した限定的なもの、部分的なものにとど

まっているのではないかというふうに思いますので、ここにとどまらず、一層の市民参加を求めていきたいと思います。

基本構想、基本計画を読んで感じることの第1は、この基本構想の中の基本施策、それから基本計画の中の実現のための方策とも、全体として具体性を欠いているのではないかと。もっと具体的な事業展開を書き込んだものにするべきではないかというのが私の感想の一つです。

また、基本施策の中でも、地産地消の仕組みであるとか、斎場の整備であるとか、高齢者の外出支援であるとか、比較的具体的な事業を推測できる文言がある一方で、良好な住環境であるとか、介護保険の適正な運営であるとか、子供から高齢者までの福祉の充実という非常に幅広い表現、あるいは学校教育環境をよくしていくなど、非常に幅が広く、具体的な施策を推測できにくい文言などがあって、その表現には私はばらつきがあるのではないかというふうに思います。その辺、やはり何といても総合計画、基本構想にしても基本計画にしても、市民の方に読んでいただける、読んでよくわかる計画に僕はしていく必要があるというふうに思います。その点で、内部でどのような議論をしたのか、わかりやすく説明をしてください。

二つ目は、基本計画の中では具体的な事業の現状を明らかにした上で、市民会議などでも出された意見、一致した声も紹介をし、そして実現のための方策では、具体的な事業がダイレクトでわかるようにしていく必要があると思いますが、この実現のための方策といいながらなかなかわかりにくいという抽象的な文言になっていると思います。この点でも、もっと具体的な表現が求められるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この実現のための方策の中では、現状の追認的な表現が多い中で、充実していく表現もあると思います。言葉を羅列してみますと、「推進します」「努めます」「図ります」「充実されています」「確保します」「支援します」「取り組みます」「進めます」「行います」「実現します」「整備します」「見直します」「促進します」など、最後の言葉というのがさまざまな言葉になっていますが、ちなみにこの中で「行います」と明確な表現になっているのは斎場建設、安全な出産支援、障害者計画の見直し、この三つが「行います」という表現になっておいて、これらは既に補正予算が組まれたり、実行することを決めているものになっていますが、そのように意識的に書き分けているのかどうか。さらっと読んじゃって、皆同じようなことですよということではないと思いますので、その辺の書き分けをやっているのであれば、少し整理して説明をしていただきたいというふうに思います。

最後に、そうした実現のための方策の中で、「民間活力を生かした新しい行政経営システム」と読んでいる中身について、これはたくさんの中の一つではありますが、説明をしていただけるでしょうか。以上4点、よろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

4点ほど御質問いただきましたけれども、まずこの策定に当たっての総合的な手法について、いわゆる考え方について、これは1番から3番の御質問に対してのお答えになるかどうかわかりませんが、そういった整理の中でお答えしたいと思います。

それで、先ほど議員おっしゃいましたように、総合計画の策定に当たっては、いろんな手法

を取り入れた中で今回まとめ上げた。その中で一つ大きな特徴というのは、今回の総合計画については、やはり目標をはっきりさせることが重要であろうと。それを達成するために、どのような事業を行うのか、いわゆるどういった手段をとるのか、こういったことは別にして考えよう。それで、はっきり示された目標に向かって市政を進めていくということが大前提だと。それで、事務事業、手段というのは、今の時点で効果があると考えられる事業、そしてこれに対して何年かやってみて効果がなければ、手段を変える必要があるだろうと、これは見直しの関係ですね。そういったような一つの考え方で策定委員会等々の中で議論を進めて取り組んできたというのが現状でございます。

それで、基本構想におきましては、先ほど古江議員さんの方にもお話を申し上げましたように、六つの理念と29の基本施策を掲げまして、さらにその説明資料として、基本計画におきましては、それぞれの基本施策にのっとり、より効果的な事務事業を検討していくための、実現のための方策を掲載しておりますけれども、やはり個々の事務事業につきましては、目標を達成するための手段であることから、その効果や内容は随時検証といいますか、見直しを図っていくという考え方でおります。したがって、実現のための方策には、市の事務事業を展開するに当たっての事業の方向性というものを整理し、基本計画の中に位置づけておるという考え方でございます。

それで、当然今後のことも含めてお話を申し上げますが、今後、基本構想、基本計画の趣旨に基づきまして、先ほど古江議員の方からも御質問がございました3ヵ年計画の実施計画を作成することになります。当然、毎年検証や見直しが繰り返されることになろうと思っております、限られた予算総枠の中で、いかに今回の総合計画の目標達成に効果的な事業を実施できるか、こういった姿勢に立って、今後、計画の内容について検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、民間活力を生かした新しい行政経営システムの関係でございますが、これは議員も行政改革大綱、あるいは集中改革プランをごらんいただいておりますけれども、その中に、いわゆる行政改革推進の基本理念といたしまして、新しい行政経営システムの構築を掲げております。その中身につきましては、行政みずからが担う役割を明確にし、例えばPFI方式の導入や、現状取り組んでおります指定管理者制度の導入、あるいは市場化テストの活用など、あるいは地域などにおけるNPOや企業等の民間活力を十分に生かすと。そして、行政のあらゆる分野において発想の転換を図り、時代の変化に素早く対応できる新しい行政システムの構築を目指すものとしていると。こういった内容で一応うたわれております。当然、市といたしましても、こういった基本理念に沿って推進を図っていくというふうに考えております。以上です。

## ○21番（永井千年君）

ちょっと直接的に答えていただけていない部分があるんですけど、基本構想、基本計画、この文言についても、3点目でいろんな言葉が、一つはばらつきがあると、非常にね。表現上ばらつきがあること。もう一つは、最後の言葉がいろいろな言葉で十幾つにわたって書いてあ

るわけで、たまたま私は今言いましたように、「行います」という表現で出てくるのが既に具体化しているものだけが「行います」というふうになっているので、それを書き分けているのかどうかと。意識を持って書き分けておるかどうか。僕はやはりきちっとそういう文言の統一だとか、その意味するところ、これは明確に説明できるように整理をしていく必要があるだろうと思うんですね。そのあたりを説明していただきたいということと、それから今「見直し」という言葉が出ましたけれども、計画は変えないということではなくて、やはり随時見直す、あまり見直さないようなきちっとしたものをつくる必要があるけれども、しかし、必要があればやっぱりきちっと見直していく必要があるだろうと思うんですね。

具体的なことは実施計画にすべてゆだねるというのは、実施計画はローリングで毎年見直していくということなので、そういう手法だけをとらずに、この総合計画についても、実施計画で毎年見直していったら当初の総合計画と随分乖離してしまったということがありますので、10年というのは非常に長いですから、やはり総合計画を修正するという必要だし、現にあちこちのやつを見ても、修正版という形で、5年単位、10年じゃなくて5年半ばできちっとした修正を加えるという手法をとっているところもありますし、愛西市の総合計画については、たとえ現実が方針と随分違って来たとしても、そのような修正というのは加えられないのかどうか。乖離しても別に実施計画でやっていけばいいわという考え方なのか、そのあたりも説明していただきたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず後段の御質問の方からお答えさせていただきます。

見直しというのは、すべて実施計画に基づいて見直すという、ある部分では実施計画に基づいて当然予算に反映する一つの基礎になりますので、そういったことである部分では見直しを図っていくというのも必要だと思いますけれども、根本はこの基本構想の中にも書いてありますように、当然10年なら10年で固定するという考えは持っておりません。この基本構想の中にもうたわれておりますように、当然社会情勢の変化等に合わせて、議員おっしゃった5年、あるいは3年で見直しておるところもありますので、そういった中で基本構想の計画構成と目標年次の中にも見直しというものはきちっと位置づけております。ただ、それを3年サイクルで見直すのか5年サイクルで見直すのかについては、今後の一つの事業の、経済情勢も当然変わってきますので、そういった動向を見た中で検討をするべき問題ではなかろうかというふうに考えております。

それから、文言の関係ですけれども、2点目に御質問がございました。

ただ、生活課題、基本施策29あるわけですが、当然その中身というのは議員おっしゃいます齋場があれば、福祉の施策、いろいろあると思います。当然その基本施策の中の大きいものもあれば小さいものもあります。そのとらえ方の中で、そういったものを踏まえて、実現のための方策も現状をとらえた中の方策、あるいは将来的にこうした方がいいというようなとらえ方で整理をした方策もあるわけで、一律的な目線でとらえているというわけではございません。当然それぞれの基本施策から方策については、施策の中身によって整理をしてきたとい



う形で進めてまいったわけでございまして、意識的に統一的な考え方で整理をしたというものではございません。当然事務事業の方向性について、そうした観点でそれぞれの中身を重要視した中で整理をしてきたと。ですから、文言の中にも「ます」とか「行います」とか、ただ斎場等につきましては、整理をした時点で具体的なといいますか、ある部分、方向性といいますか、そうした位置づけの事業もありますので、ですから意識的に統一的にそういった考え方で基本計画の中身について整理をしたという考え方ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

## ○21番（永井千年君）

一律にせよと言っているわけじゃなくて、それぞれ今言われたように、将来を見据えたもの、現状をとらえた方策等いろいろあるので、いろんな表現になったということであれば、それぞれそのように現状をとらえた方策、現状追認的な方策についてはこういう表現にすると、将来を見据えたものについてはこういう表現にするということ、文言として統一性がこういう計画文書というのはやはり必要だろうと思うんですよ。全部一緒にするんじゃないで、そういう使い分けはきちっとやらなくちゃいけない。その意味で、一つ、「行います」というやつについては具体的だったからそういう表現になったと言われましたけれども、そのあたりは別々のところで検討して持ち寄ったままで、それぞれの表現になっておるので、あえてそれを統一しなかったとということなのか、一定の文言の統一というものをやったかどうかということははっきりすることは、本当に市民がこの計画を読んで、わかりやすいというふうになるためには、そういう必要があるだろうと思います。その点どうかということです。

それからもう一つは、実施計画において見直すということだけではなくて、まだ3年サイクルか5年サイクルか決めてないけれども、そういう計画の修正版をつくるということで理解してよろしいのでしょうか。まだそれも決めていない、これから検討するということなのか。

いろいろ他の市なんかを見ると、結構修正版というのが出ておりますので、私はやはりそういう短期の修正版というのは、実施計画以外のところでもきちっと位置づけてやっていく必要があると思いますが、その点は行っていくということで理解してよろしいでしょうか。

## ○企画部長（石原 光君）

ちょっと私の答弁の仕方がまずい部分があったというふうに思いますが、当然基本構想の13ページを見ていただきますと、記載もさせていただいておりますように、社会情勢の著しい変化などの要因を見きわめながら、必要に応じて見直しを検討していくと。ですから、今後の必要な情勢を見た中で、それは検討していくと。だから、議員がおっしゃった3年でやるんだ、5年でやるんだと。今具体的にそういったものは持ち合わせておりません。ただ、何度も言いますように、今後見直す必要があるという時期になれば、また皆さんにお諮りしながら、そういったものを見直しを図っていくというスタンスであります。

それから、文言の関係ですけれども、各担当課の方で基本計画についてはそれぞれ何回も何回も積み上げてやっていただいております。ですから、担当課任せというとらえ方はしておりません。当然それは持ち寄って、議員御指摘のありました文言の表現等についても、最終的に

調整をしてきております。今、そういった御指摘もいただきましたので、基本計画、今回資料ということで皆さん方に配付をさせていただいておりますけれども、今後目標数値とか、それからレイアウト、写真なんかも入れなければなりませんので、きょうこういった御意見をいただきましたので、再度その辺については本冊といいますか、きちっと策定までにもう一度その辺は内部的によく調整をしたいというふうに思っております。

#### ○21番（永井千年君）

要するに見直しという問題については、社会情勢が変われば見直すけど、社会情勢が変わらなかったの見直すのはやめておこうというふうなこともあり得るという意味で今言われたんでしょうか。社会情勢というのは、変わらんということはありませんで、どんどん変わっているわけですし、政権もこれから変わるだろうというふうに思われておりますので、国の方針もどんどん変わりますし、県の方針も変わるということでありますので、そんなふうな立派なものがあったら変えないというよりも、むしろ変えるという方が可能性としては非常に高いと思うんですね。今ちょっとどっちなのかよくわからなかったもので、最後にそれだけきちっと確認して終わりたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

今お話しございましたように、当然政策的なものも今後出てくるだろうと思いますし、当然経済情勢というのも変化等々出てくると思います。ただ、現時点では一応10年間なら10年間という一つの形の中で基本構想を立ててお願いをしておるという現状でございますので、今はそういう考え方をお願いをしたいというふうに思っております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に5番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○5番（吉川三津子君）

この総合計画、たくさんの市民の方が手弁当でかわられて、市民の目線で作られた総合計画として、私としては大変評価しております。今まで右上がりの税収だったものが、もうこれからは下がっていくということで、これからすべてが行政が担うのではなく、民間とか企業とか、いろんな立場の人が担いながら、よいまちをつくろうということで、いろんな「目指そう値」とか、そういったものも分析等もされていくというふうに思っております。

この方式というのは、市長がマニフェスト討論会の中で公募で市民委員会などを設置して、達成度の評価もしていくということで、マニフェスト討論会で発言されたのが多分きっかけでスタートしていると思います。私も、この市長の公約には大賛成なんですけれども、これができ上がった後、どういった形でこの評価をしていくのか、達成度のチェックしていくのか、今の市民会議の皆さんが今後どうなっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員おっしゃいましたように、いわゆる今回の総合計画の策定につきましては、その市民会議の皆さん方、特に公募の有志によるボランティアとして御参加をいただきました。そ

ここで作業部会ごとに分かれていただきまして、何回も会合を重ねていただきながら、本当に熱心に一生懸命取り組んでいただいたところでございます。

開催数は、全体会議だけでも9回を数えまして、部会ごとに集まる会を合わせますと優に30回を超えているということも聞いております。

それで、現在の市民会議の皆さんの役割、これは来年の3月で任期が終わるわけですがけれども、いわゆる指標づくりという一つの具体的な目標を達成していただいた。当然、議員からお話しございましたように、指標等のチェックですね。考え方といたしましては、第2ステージである来年度以降の計画推進に当たっても、当然市民の方々と協働・共生の理念をもとに、その役割を担いながらまちづくりを進めていくという現状みたいなまちづくり市民会議という仕組みが次年度以降も必要ではないかという考え方でおります。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ、これは継続していただきたいと思うんです。今まで行政のこういったチェックということ、行政内でされることとか、本当にごく限られた方でチェックがかかっていくということが多かったと思うんですけれども、今回つくられたものについては、行政の職員だけの目ではわからないものというのはたくさんあると思います。私もこの間、喫茶店からお昼前になるとたくさんのお年寄りが出ていらっしゃるんです。そこが結局は老人の憩いの家みたいな役割を果たしている。そこでお年寄りの集まりができていたりとかして、行政みずからがいろんな施設をつくらなくても、いろんな集まりの場ができて、いろんなことが民間の力で達成できている部分があると思います。そういったことを市民の目線で正確に現状をとらえて、これから達成度というのを見ていく必要があると思いますので、これは要望ですけれども、よりよい市民会議を継続していただきたいということで、私の質問といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

24番・加藤敏彦議員。

#### ○24番（加藤敏彦君）

お尋ねいたします。

基本構想、基本計画が示されました。そして、六つの理念と29の基本施策という形でまとめていただきました。これを行政としてどのように進めていくかという点では、やはり部とか課とか、それぞれ担当が配置されると思うんですけど、そこら辺のだれが責任を持ってこの項目について進めていくかという点についての考え方はどうかという点。

それから、基本施策、実現のための方策を項目ごとに見ていきますと、例えば健やかな理念の部分では、具体的に福祉計画とか高齢者の保健計画とか、そういう計画で国の施策というもので裏づけられている、これなら進むんじゃないかというものと、全くみずからの市としてつくっていかねばいけない部分と、分野ごと、項目ごとに大きな条件の差があると思うんですけれども、そういう部分について、特にみずから目標達成のために、実現の施策を具体化し

ていかなければいけない部分に対しての努力、考え方はどのようにお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○企画課長（山田善照君）

加藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど部長の方からお答えしておりますように、今回の総合計画の特徴は、市民ニーズに基づく目標を明確にして、それを達成する具体的な手段、事務事業についてはちょっと切り離して、その成果を見ながら見直していこうという御説明をさせていただきました。今回、それぞれの目標に向かって一つの課だけで達成できるものばかりではございませんので、それぞれの関係課が寄って、まず現状、既存の事業でこれに有効な事業はどのようなものがあるかということをお話し合っ、その中で中心になる主管課というのを決めております。ですから、主管課を中心に関係課と寄って、その達成度を内部のロジックモデルという手法を使いますけれども、それで検証していこうということでございまして、これまでの分野別の縦割りの計画から理念別ということで、複数の課にまたがる。単純に、自分のところのここだけを見ればいいということではなくて、全部を通して各課が検証しないかんという利点も私はあると思います。

今後は、まず既存の事業で果たしてこの目標が本当に達成できるか、効果があるか、抜けている事業があるのではないかと、そういったことを今検証しつつあるところでございます。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、課長の方から複数で対応するというふうに答弁がありましたが、例えば議員として、この基本施策はどういう考えか、どうなっているかというふうにお尋ねしたり、調べたりしたい場合は、主となる課が決めるるので、そこを窓口としていろいろ聞かせていただければいいというふうに判断してよろしいですか。

#### ○企画部長（石原 光君）

そういった御判断で、必要とあれば、主務課というのを今課長が申し上げましたけれども、そういった窓口のところへお尋ねをしていただければよろしいのではないかとこのように考えております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員。

#### ○26番（宮本和子君）

市民会議の方と一緒に、今回の総合計画がつくられて、今までとは違うなあという感じも私は持っております。やはりそういう点では、市民会議の皆さんが先ほども30回ぐらい会議に参加して議論をされてつくられたということですが、市民会議の方の意見を先日お聞きしますと、財政問題などは全く議論する機会も資料もなかったとか、もっと行政とじっくり話し合える場が欲しかったと。また、市民フォーラムの方中心で、もっと市民会議メンバーが主導的に行えるようにすべきであった、こういった意見を聞いておりますけれども、やっぱり今後、市民会議と一緒にチェックの方もやられるというお話でしたが、そういう点ではこういった意見

をきちっと反映していただいて、市民会議と行政のかかわり、また市民フォーラム21とのかかわりをどのように考えているのか、この点を1点お聞きしたいということと、2点目は、東海市はまちづくり市民会議委員会がまちづくり大会を何度も開催して、市民とともに総合計画を見直す機会にしているということで、愛西市としても市民への総合計画の報告会やまちづくりフォーラムなどの計画を持っているのか。また、まちづくり市民委員会と職員との話し合いも頻繁に行っているということですが、今後どのようにされていく計画か、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

2点御質問をいただきましたけれども、今議員おっしゃいましたように、今回初めての市民会議、総合計画策定に向けて我が愛西市としても取り組んだわけでごさいますて、スタートの年ということもありまして、若干そのようなふぐあいではないんですけれども、その辺のコミュニケーションが十分じゃなかったという部分も確かにあったかもしれません。

それで、そういった御意見というのは担当課の方にも個々に承っているような経緯もございますので、先ほど申し上げましたように、第2ステージですね。次年度以降、こういった市民会議という一つの仕組みというのは必要だという考え方も申し上げましたけれども、当然フォーラム21、市民会議、あるいは行政、今回の反省を踏まえて、今個々具体的にこうする、こうしたい、ああしたいということは具体的に申し上げられませんけれども、そういった反省点を踏まえて、より充実した中身を図っていきたいというふうに考えております。

それから東海市の例が出ましたけれども、やはり東海市さん、今いろいろそういったお話も聞いておりますし、実はこの10月に今現在の市民会議の皆さん方で行かれる方を募集しまして、十数名の方がこういう大会を東海市がおやりになるものですから、ひとつ勉強に行こうじゃないかということで、そういった予定もしております。ただ、私ども愛西市が東海市のようなやり方が果たしてできるかどうか、あそこは相当経験がとおりになるものですから、今後そういった手法を取り入れていくのがどうかについては、内部、あるいは市民会議等々でよく検討した上で判断したいというふうに考えております。

#### ○26番（宮本和子君）

市民参加という形では、市民会議の方が相当、今後も含めて第2ステージで今後協力しながらやっていくということですが、東海市は市民会議の人だけじゃなくて、もっと市民全体に呼びかけて、それで総合計画を市民のものにするということが基本だと思いますので、そういう点では一生懸命市民会議の方がやられたことを発表する場というんですか、そういうことも私は必要だと思いますので、総合計画を市民も全体で考えていくということも一つは方法だと思いますので、ぜひ大会とか、それは愛西市らしいやり方で結構だと思いますが、そういう点もぜひ今後考えていただきたいと要望いたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第47号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第2・議案第47号：政治倫理の確立のための愛西市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第48号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第3・議案第48号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

2点ほどお尋ねいたします。

1点は、現在のやり方で不都合があるのかどうかという点。

それから2点目は、この改正をすることによって利用料金の扱いが、例えば今は公金として扱われていると思いますが、その扱いが変わるのか変わらないのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

コミュニティセンターの関係につきましては、御案内のとおり、一応佐屋・立田地区のコミュニティセンターは直営施設ということになっておりますし、佐織地区につきましては指定管理者制度導入に伴いまして、昨年の9月から各コミュニティ推進協議会がそれぞれ指定管理者として管理運営を行っていただいております。

それで、来年の3月ですか、ちょうど期間が終了するということもありまして、制度導入後の問題点や今後のあり方について、コミュニティ推進協議会と協議を進めてまいりました。そして、その中で地方自治法第244条の2第8項に定めております利用料金制度ですね。こういった利用料金制度の導入についてもあわせて検討を重ねてきたというのが実情でございます。そして、その結果、過去の仕組みとか経緯も踏まえ、この制度を導入することによって管理側の努力が多少なりとも報われる、また市といたしましても会計事務の効率化が図れるなど、総合的に判断いたしまして、佐織地区のコミュニティセンターについては利用料金制の導入が望ましいのではないかとという一つの結論、これはコミュニティ推進協議会の中でお諮りした

中での結論でございますが、そういった結論に至りまして、今回条例の一部改正をお願いしたという経緯でございます。

それから、公金としての取り扱いの関係でございますが、議員御案内のとおり、従来、コミュニティセンターの使用料につきましては、市の条例に基づき、市が徴収するという公金という扱いになっております。それで、指定管理者に利用者から使用料を徴収し、収納させる場合には、市とその指定管理者との間に委託契約が当然結ばれておるというものでございます。

今回、利用料金制においては、指定管理者の収入として収受することができる、いわゆる指定管理者の会計に入金するという形になります。ですけれども、当然ながら利用料金そのものが公の施設の使用料に相当するものでございますので、市といたしましては会計帳簿の整理等をしていただき、管理者に収入報告書などを提出いただくと。そういった管理を協定の中身も当然出てまいりますけれども、指定管理者の方とそういった協議に対して、市としては管理というものをお願いしていきたいというような考え方でおります。

○24番（加藤敏彦君）

二つ目の公金についての答弁ですけれども、この公金なのか公金的なものなのかというと、何か公金的なものというふうを感じるんですけど、もう一度確認したいんですが。

○企画部長（石原 光君）

平たく言えば、公金という取り扱いではございません。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑はございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第49号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第4・議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第49号：愛西市消防団条例等の一部改正について、議案質疑させていただきます。

まず第1点目に、団員の定数に対する根拠を、具体的にそれぞれ改正前815名と改正後385名、教えていただきたいと思います。

次に、第5条関係の任命についてでございますが、今回の改正において、区域内に勤務する者が追加されましたが、この対象者の方にはどのように周知されていくのか。当然既にそれぞれ説明をされておられると思いますので、現状どれぐらい説明されているのか、そしてまた、今後どのような対応していくのかを教えてくださいたいと思います。

次に、資料2関係ですが、方面隊とありますが、これはどのようなものか、教えていただきたいと思います。

最後に車両の関係ですが、計画ではどのようなものを、今使ってみえるものを使用して、また廃車ということをちょっと伺っていますが、いつの時点で廃車されるのか。

以上4点について質問させていただきます。

○消防長（古川一己君）

それでは、日永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず今回の改正の定数の根拠ということでございますけれども、現在815人の根拠もというお尋ねでございますけれども、これにつきましてはこの17年に消防力の基準というものが改正されまして、消防力の整備指針と改正がなったわけでございます。よって、この815人の基準というのは、私もこれだという確信はないんですけれども、もともとこの消防团组织というのは、昭和23年に自治体消防がスタートしたときに、各市町村は消防本部、また消防署、消防団、それぞれの全部、または一部を設けなければならないということで、当地区では消防団で消防業務は行うということでそれぞれスタートしたわけでございます。よって、そのときに定められたのが合計1,200名ほどの消防団員だったと思います。これが、消防の常備化ということで、この地区におきましても48年に海部西部消防本部、消防署ができました。よって、消防力というのは地域の常備消防と消防団で支えるものであるということで今日に至っているところでございますけれども、ただ組合消防ということで、それぞれ各自治体の消防は消防団で賄わなければならないというのが長く尾を引いていたと私は察するところでございます。よって、今までの815人というのは明確に答弁させていただけないのはその辺でございます。

なお、今回の整備指針の消防団の定数でございます。整備指針は、このたびは各自自治体が整備目標として定める数値を基準の中で掲げております。その中で、消防団員では、まず通常火災に対応する消防団員数、これは指針でまいりますと、私どものポンプの口数でございますけれども、常備消防で6台の車両、また消防団で7口というのが一つの基準でございます。しかしながら、この地域、このような面積等もございまして、それを勘案して、17口のポンプ、消防団は17口ということで算定をさせていただいております。その操作に係る団員数といたしましては85人を見ております。また大規模災害、また避難誘導等の団員数ということで、整備指針で新たに規定がされております。これは国民保護法の関係もございまして、よって、可住地面積で消防団員数を算出というのが今回初めて示されたわけでございますけれども、可住地面積といいますのは、この地域はすべてが可住地でございます。66.6平方キロメートル、その中から実情に合ったということで、河川、1級河川等も多くございまして、それと、この地域の特色、ハス田といいますか、そのようなところ、田畑も除いたものとして計算をさせていただいております。よって、面積を20平方キロメートルで各団員の方がその地域の避難誘導に当たっていただくということで算定させていただいた人数が295人でございます。それに消防団の幹部5人、団長1人、方面隊長、すなわち副団長4人の5人、合計385人ということで、今回の団員の定数を示させていただいております。

それと、5条の1の在勤ということで、団員の入団資格の枠を広げたものでございますけれども、これにつきましては、現実に在住・在勤の団員さんがお見えになりまして、家庭の事情と申しますか、そういうことで市外へ住居を移さなければならない。しかし、この地域で消防団活動はしたいというような声を聞いております。まずそれが今回の在勤者の改正の主な理由でございますけれども、今後また消防団員の加入等、また大災害のときの各市内の事業所の協力も当然仰がねばならない時期にまいると思っております。よって、今後の事業所等につきましては、書面等、また私ども出向いてそれぞれ御説明、御理解をいただきたいと思っております。

また、方面隊とはどんなものかということでございますけれども、この385人の団員を17分団で分けいたしますけれども、一つの指揮命令系統の一元化、スムーズに行うためには、現在の消防団という団の区分、部隊の区分として、今の区割りを残すのがベターではないかということで、一つの消防部隊の区分として方面隊という言葉であらわしたものでございます。

また、車両の廃止の関係でございますけれども、車両につきましては、14年以降に整備した積載車を今回の17分団にそれぞれ配置いたします。それ以前の車両につきましては廃車、または要望があれば海外支援団体等を通じての海外ということも、それも視野に入れて考えております。

なお、実施に向けては今年度は当然必要でございますので、来年度早々にそのようなことにかかろうかと思っております。以上でございます。

○4番（日永貴章君）

再質問させていただきます。

5条の関係ですが、実際対象者というのはわかってみえると思うんですけど、市外に在住されていて、市内に在勤される方も入るわけですね。その方は実際何名ぐらい把握されているのかということをおまじ点。

あと、先ほど消防長さんがお話になった方面隊、これは言葉上、方面隊と言っているだけだというふうに理解していいのか。それであれば、今までのそれぞれ立田・八開・佐屋・佐織分団という旧従来の分団組織とほとんど変わらないような印象を受けるんですが、その点をお聞きしたいと思います。

○消防長（古川一己君）

まず5条の関係の、各事業所での人員を把握しているかということですが、それについては現在把握をしておりません。といいますのは、愛西市外から愛西市内の事業所にお勤めの方ということでございますので、それについては現在把握しておりません。また、これについては先ほど申しましたように、自然災害等、広域的な災害のときに事業所の協力もお願いしなければならないという面で、その時点で事業所の方にもいろいろそのような制度ということでお話を上げる予定をしております。

また、方面隊でございます。新たに生まれる愛西市消防団、私ども「新生愛西市消防団」と言っております。よって、今回の補正の中でもお願いしておりますけれども、消防団の衣服等についても、やはり新たな消防団ということで、新たな消防団385人、心を一つにして、この

地域を守るという意味で、少しイメージチェンジといたしますか、そういうことも考えた名称で
ございます。以上です。

○4番（日永貴章君）

5条の関係ですが、その時点でというお話があったんですけど、いつ災害は起きるかわかり
ませんので、早急にその方々を把握して、各それぞれ勤務先の方に説明する必要はあると思
いますし、附則によりますと20年4月から施行されるというふうになってはいますが、どうしてそ
の時点でという、まだ対象者も何も、まだ説明もしてないのに20年4月という施行が出たのか
ということと、あと団員の確保の件ですけれども、先日の全員協議会の折にも私少し質問させ
ていただきましたが、現在の説明方法で、本当に地元が協力しなければならない消防団活動に
対して、積極的に協力して、問題なく本当に20年4月施行を迎えることができるとお考えなの
か、もしまた問題点が現状であると考えてみえるなら、その点をお聞かせいただきたいと思
います。

○消防長（古川一己君）

事業所の関係でございますけれども、まず来年4月1日からスタートする団員の確保につ
いては、原則この地元の方で確保といたしますか、協力が得られると、まずそれは踏んでおり
ます。

また、それと現在の説明方法で各地域がそのような協力体制になられるかというような御質
問でございましたけれども、今まで総代さんにつきましては総代会を含め、各地区の説明会2
回、分団長3人についても地区説明会、また分団長会議等で御説明をさせていただいており
ます。その中で、今回の改正による反論ということはほとんどないと思っております。また、そ
れぞれ各地域で、今まではこの地区から団員を出してないけれども、それじゃあこれからは一
人でも出さなきゃならないなあと、そのような意見も聞いておりますので、今説明を進めさせ
ていただく中で協力は得られると思っております。

○4番（日永貴章君）

最後に、今見える団員で何とかやっていると踏んでおりますという消防長のお話がありま
した。でしたら、現在やっただいて消防団員の方にもしっかりお話を聞いて、新生愛
西市消防団を進めていただくことが必要であると思しますので、これからでも遅くないと思
いますので、じっくりと現在かかわってみえる消防団員の方の意見をしっかり聞いていただき
たいと思しますので、その点いかがか、お聞きして質問を終わります。

○消防長（古川一己君）

これからもいろいろ、各団の会合等ございますので、その中でそのような御意見もお聞きす
る方向で進めてまいります。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

重複する点もあると思いますが、とりあえず質問をします。

今回の消防団の条例改正等についてですが、これまでと特徴として大きく人数が減るとい

ことの中で、市の中での消防団の役割の変化、位置づけの変化、こういったものはどういうふうになっていくんでしょうか。特にこれまでの愛西市内の各消防団の役割、そして活動と、今後再編された消防団の活動の違い、変化について具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、人数の問題で、先ほども消防長の方から、大規模災害のときに避難誘導をできる人数ということで295人というお話がありました。ただ、この管轄区域別の分団員数という資料を見させていただきますと、各町内で複数団員が見えるというか予定ですね。今後これから配分していくというのがありましたね。というところと、それからほぼ各町内1人ずつしかいないところというのは、かなり出てくると思うんですけども、そういった消防団員が1人しかいないという場合には、もしその団員に何かあった場合とか、特に地震災害とかが大規模災害として想定されますが、仕事に行っておられていないという場合も結構ありますので、その1人が見えないということもかなりあると思うんですね。そうした点、ちょっと具体的に言うと非常に心もとない部分もあるんじゃないかとも思うわけです。そうした点も含めて、その活動の変化、それから今後の対応について説明をお願いします。

○消防長（古川一己君）

それでは、真野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず人数が減ったことによって、それぞれの消防団の役割はいかなるものかということでございますね、位置づけと申しますか。ただ、位置づけ、役割というのは、現在の消防団体制でも変わらないものと思っております。というのは、消防団の役割というのは、まず消火、また予防、査察、広報も含め応急処置、そのようなことでそれぞれ現在も取り組んでいただいております。また、先ほど避難誘導の関係がございましたけれども、それにつきましても、この地域ということとは、それぞれ自転車、またバイク等も使用しての避難誘導等の活動もできるということで、先ほどの20平方キロメートルという面積算定をさせていただいております。

よって、消防団の方は地域に密着した地域の行事に取り組んでみえるそれぞれの分団のところ、また独居老人の訪問ということもやっておみえになる団もございまして。そのようなことは、今後また新しい消防団の組織、またそれぞれの事務事業の中でそのような活動も、全般的によいことは広めるという考えでいけば、すばらしい消防団体制になろうかと思っております。

また295人の団員を一つの地域で1人、また2人、もっと多い地域もあろうかと思っております。これは説明会の資料で出させていただいた部分だと思いますけれども、これにつきましては、やはり愛西市全域から消防団員を出していただくのが一番よいという考えで、一つの総代さんからの要望がございました。分団の団員を確保するためにはどのような団員数割をすればいいかということを示させていただいた資料だと思いますけれども、その中で1人というところも当然でございます。ただ、その1人の方が見えないからといって、たまたまお仕事、またどこかへお出かけになって見えないからといって、その地域の火災等につきましては、その1人で全部対応するものではございません。特に今回、17分団ということで、1分団の人数は多くなっております。よって、分団活動をするには、現在の団員数よりも多くの方が参集されて、一分団としての団体行動が大きな消防力の向上といえますか、現場活動の向上になると踏んでおり

ますので、そのような団員が1人で、この地域は1人だからということは私どもは毛頭心配はしておりません。以上です。

○10番（真野和久君）

団としての力、効率化の中でそういったものを強化していくという考え方は当然そうなんだろうが、ただ現実的な問題として、そういう地域災害、広域災害なんかの場合、どこまで統制がとれるかという問題もありますし、特に自主防災会等はかなり小単位で機能しているわけであって、各町内会ごとに。そうすると、そうしたところへの消防団員の位置づけというのは、見えるところは当然そうしたものに組み込まれて、比較的スムーズにいくと思うんですが、見えないところに関してはなかなかそういうわけにいかないと思って、だからそういった機能を、災害対策でも最初の初動ですね、地震が起きた後の。そうしたところでは自主防災会単位というのがどうしても基本になると思うんです。そうしたところで、消防団員の位置づけというのはどういうふうになっていくのか、非常に大事なことだと思いますし、もし団員がいなければ、それ以外のオプションというか対策は当然考えていかなきゃならないと思うので、そういう点でも消防団で大丈夫だというふうにはならない。その辺、もし見えない場合にはどうするかということも含めて、消防団として仕事、役割を検討していかなければならないというふうに思うんですね。

それともう一つは、今回の消防団の改革の中では、団員数が主に減って合理化されたということで、そうした中での一つは質問なども出ていたと思うんですが、例えば防火用水とか防火水槽などの清掃とか点検等に対する負担というものが大きくなるんじゃないかというような、機具問題とか、それからまた、今回この計画ではなかなか具体化されていませんけれども、サラリーマンが多くなっている状況の中で、昼間の消防団活動というのは非常に弱くなってきているというのはあると思うんですが、そうしたものへの対応をどうするかについて、どういうふうに考えておられるのか、またどういうふうに対応するのかというのがあります。例えば婦人消防とか、定年後の人たちも消防団へ迎えるというような御意見も地元でもいろいろありまして、そうした点をどういうふうに考えておるかについて説明をお願いします。

○消防長（古川一己君）

まず団としての力がということでございますけれども、広域災害のとき、今、愛西市は市内全域に自主防災組織100%を目指してお願いしているところでございます。いずれにしても広域災害、自然災害というのは、私ども常備消防、また消防団の力だけではどうすることもできない部分でございます。よって、自主防災会というところの力をおかりするわけでございますけれども、消防団の方につきましては、自主防災会が毎年訓練をおやりになっておみえになります。そこに消防団員の方が指導に出ていただくということで、今年度も積極的に出ていただくようにしております。よって、いざというときには、団員の方がいろいろな場面でそれぞれの地域の方に指示をしていただくと、そのような考えをしております。消防団員の方がそれぞれ現場ですべての災害で救助等に携わることよりも、一人の消防団の方が3ヵ所に指示できれば、より一層救助という面では大きな成果につながると考えておりますので、そのためには毎

年行っていただいている訓練の方へ消防団員の方が指導に出ていただくというような考えを持っております。

また、防火水槽の清掃・点検等の負担が大きくなるということでございますけれども、防火水槽につきましても、現在整備しているのが有蓋貯水槽、また無蓋の貯水槽にも有蓋化ということで進めておりますので、その点、今すぐにすべてがというわけにはまいりませんが、そのようなところも軽減されるかと思えます。また、消防団の方で点検等をしていただくことによって、水利等の把握もしていただけるというメリットもございますので、また消防団の方にすべてを任すという意味じゃなくしても、やはり御協力をお願いするという考えを持っております。

また、サラリーマンの方が非常に多いということ、これは全国的にも当市も同じでございます。70%以上の方がサラリーマンでございます。しかしながら、この五、六年の間でございますけれども、平日昼間の通常火災では、大体5分団の出動を見ております。よって、そのような通常災害に対しては、私どもサラリーマン化されたというものの、この地域では大体5分団の方が参集していただいております。そして、私どもと同様な消火活動に取り組んでいただいております。

よって、婦人消防団、また団塊の世代のというような考えでございますけれども、先般、稲沢市で270名程度を170名に団員の定数を削減し、100名を登録制の団員とするというようなことが新聞で報道されておりましたけれども、私どもはその稲沢市さんでいいます100名も含めたのが385人体制ということで思っておりますので、消防力の合理化というのではなくて、私どもは適正化ということで進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

はい、30番・柴田義継議員。

○30番（柴田義継君）

資料2の中で車両等の消防車の案件が出ておりますが、機動力をアップするということで大分縮小されますが、分団も17分団に改正されるわけでございますが、今まで可搬式と言っておりました小型動力ポンプはなくなるわけなんですね。

○消防長（古川一己君）

今回、17分団に配備するのは小型動力ポンプ付積載車、現在、佐織地区には3台のポンプ車がありますけれども、このポンプ車も更新時には小型動力ポンプ付積載車の方へ変更いたします。なぜかといいますと、先ほど来質問の中にありましたように、広域災害、地震災害等、車両で通行することは不可能と考えております。よって、小型動力ポンプ付積載車ということで機動力に向上につながると思っております。また、現在の小型動力ポンプにつきましても、それぞれ地区で使用される要望がございましたら、地区の方で維持管理をお願いし、そちらの方へお渡しするという考えを持っております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間ほど暫時休憩いたします。再開は11時30分からいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第50号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第5・議案第50号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第51号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第6・議案第51号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第52号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第52号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

まず市道路線の廃止の問題であります。過去にも私、議会で旧立田村時代に取り上げた例としては、既存の学校施設が道路を隔てて分かれている場合、私は道路を廃止して、一つの道路を渡らなくてもいいようにしたらどうだと。当時、ちょうど質問したときは国有地の払い下げのあったときで、国の判断を待たずに村が独自に判断すればいいということなのでといって

質問した記憶がありますけれども、こういう開発に伴って道路廃止がされるというもの、今言ったような既存の一つの経営とか施設の中に入っている道路を廃止する場合、二つあると思いますが、どのような基準を設けておられるのか明確にしていきたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

道路廃止の関係の基準、具体的に運用をどうしているかという御質問でございますが、道路の廃止につきましては、その廃止する道路に面した土地の権利者、所有権、抵当権等のいろいろな権利がありますが、そうした権利者とその地区の総代さんに御意見を伺うということで、どの関係者も御異議がないということになれば、道路を廃止させていただくという形になろうかと思えます。

○21番（永井千年君）

最初に取り上げた開発の問題の場合でも、権利者、総代に意見がない、了とするということであればできるという考え方なんでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず御質問の回答をする前に、いわゆる道路という関係で、市道として認定してある場合の市道の認定を外すのと、道路という行政財産としてあるものを道路の形態でなくする場合、この二つは分けて考えていただかなければなりません、道路という形態をなくすということであれば、議員がお尋ねの旧の立田ですか、校舎の間にある道路を廃止する場合どうかという例を挙げてお尋ねございましたが、開発にかかる場合の道路であっても事は一緒であります。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第53号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第53号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

愛西市の道路認定要綱というものがさきの団領道路の議論の際に示されて、その3条によりまして、道路の幅員が4メートル以上であることから6まで、具体的な認定の条件というものが要綱で定められましたけれども、今回の認定数、大変数が多いんですけど、本来、一路線一路線ずつ場所を説明して、認定理由というものを明らかにしてもらわなくちゃいけないと思うんですけど、何か議案説明のとき、ちょっと4種類ほどに分けて、十把一からげみたいなまとめた説明でありましたけれども、それぞれの路線で、この第3条の認定の条件から見て、この路線はすべてクリアしている、この路線は一つクリアしてないだとか、個別的なものがやはり

あると思うんですね。クリアしてないけれども、道路管理者が特に必要と認め路線についてはこの限りでないということで認定するという認定条件になっておりますので、その点で改めて今回出されている認定路線について、一つ一つ説明をしていただけないでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

ここにある26路線を一つずつ、認定要綱の条項に一本ずつ当てはめてという御質問でございますが、現実、この第3条の中のこれこれ間違いありませんと言い切るのは大変難しい面もあろうかと思えます。ただ、これに該当するのではないかとということで御理解がいただけたらと思って御答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず佐屋地区の1618号線ですが、これにつきましては認定条件ですが、認定の基準ということで第2条の關係に私あれしてきたんですけど、第2条の県道に接道するということですね。それから1619号線につきましては、その下段のいわゆる起点及び終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ地域の生活に密着している道路になろうかと。これが一番多いと思うんですが、下の1620号線、1621号線、それから1622号線、それから2073号線、それから2087号線、少し飛びますが2395号線につきましては、市道廃止に伴って市道の再編をするということで、先ほど一たんそれぞれの路線を廃止したものを、途中で分断されるものもございまして、再度道路として残るところをこうした市道として改めてお願いするということが上げたものでございまして、どれそれにとは言えませんが、先ほどから申している(3)の起点及び終点のどちらかが公道に面する、かつ生活に要するという御理解をいただきたいと思えます。

それから2392号線につきましては、先ほどの(3)もしくは(5)に該当します。というのは、生活の状況に密着する道路であると同時に、斎場が予定されるということでございまして、公共施設という関係も入ってくるのではないかとこのように思います。

それから2393号線、2394号線、3334号線、それから立田地区へ入りまして鶴戸川西176号線、鶴戸川西177号線、同じく178号線、これについては(3)番の、いわゆる地域の生活に密着する道路となろうかと。それから鶴戸川東の370号線につきましては、農業集落排水事業の山路の処理場と森川の処理場をつなぐ道路でございまして、(5)番の公共施設に通じる道路となります。

それから福原21号線、同22号線、同23号線、同24号線、これは県道に接続しておりますし、その県道から福原地内へ入られる堤防敷の坂路として出入りに使われるということで、先ほど来の(3)の地域の生活に密着している道路という判断でございまして、それから福原25号線につきましても、県道には直接接しませんが、地域の生活に密着する道路となります。

それから佐織地区へ行きまして、西川端の233号線、同じく235号線、草平287号線、同じく288号線、勝幡の269号線、これにつきましても(3)番の地域の生活に密着しているということで、市道として認定して整備を図りたいということで、今回お願い申し上げたものでございまして、よろしくお願いをいたします。

○21番（永井千年君）

今、認定の基準について、それぞれの路線について説明がされましたが、これらの26路線に

については、第3条の認定の条件については全部クリアしているのでしょうか。クリアしてないところはどの路線があるのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

3条の関係で、明文化してある中では(1)番の幅員が4メートル以上であることという条文の中でこの幅員が記載してございますが、現実に4メートルに達していないものがございます。これは、新たに道路として整備したものでなくて、かなり以前から道路形態としてお使いになって、家が建ったり、いろんな社会情勢の中で通行に使われる道路という状況であるという判断から、議員も御質問の中で言うておみえになります道路管理者が必要と認める路線になるのではないかという判断で議会の方へ御提案を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

○21番（永井千年君）

だから、クリアしてない路線はどの路線ですかと聞いているので、具体的にこの路線とこの路線とって説明していただきたいんですけど。

○経済建設部長（篠田義房君）

失礼しました。資料を見ていただければ御理解いただけるかなあということであれでしたけれども、幅員の欄に目を通していただきたいと思いますが、一つここでちょっと訂正といえますか、おわびしなければなりません、2393号線が3.9から6.5となっておりますが、これは実は延長も幅員も担当の方が公図からスケールアップをいたしまして、寄附採納をされた路線で何で4メートル割っているんだという、ちょっと私も後から気がつきまして、調査をさせた結果、4メートルで指導しておりますし、現地の方のくいが出ておりますので、それを確認しましたところ、くいからくいの間4.03メートルございましたので、お許しをいただけたらということを申し上げました。延長も幅員も公図の方でスケールアップして記載をさせていただきましたので、その点だけ御了承をいただきたいと思います。

続きまして、立田地区へ行きますと、鶴戸川西176号線、それから鶴戸川西177号線、同じく178号線、鶴戸川東370号線、福原21号線、福原22号線、同じく23号線、同じく24号線、同じく25号線、それから佐織地区へ行きますと、西川端233号線、西川端235号線でございます。よろしくお願いをいたします。

○21番（永井千年君）

なぜ聞いたかといいますと、幅員のところを見ていただくとわかりますように、4メートル未満のところから4メートルを超えるところまで、幅員が同じ路線の中でもさまざまあると思いますが、こうしたものは、例えばその路線で平均どのぐらいだとか、そういうような算定とか何かはするのでしょうか。ほとんどが4メートル未満のところから、ごく一部が4メートル未満のところがあると思いますけれど、その点の考え方はどうでしょうか。それだけ最後に説明してください。

○経済建設部長（篠田義房君）

説明がちょっと不足しておりましたかわかりませんが、一応最低の幅員、ここから最高の幅員がこの路線についてはこれだけですよということ御提示を申し上げておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

永井議員と重複した部分がございますので、その他の部分についてお聞きしたいと思います。

今、幅員云々という話がありましたけれども、寄附されるに当たってのそのほかの条件等が付されているならば、それをお聞きしたい。

それから、多分旧4町村のときと、これ要綱をつくられるに当たって変更等も出てきていると思いますが、どういったことがあるのか。この間、囲領の関係は出てきましたけれども、そのほかの部分について各4町村、どんな変更が出てきたのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず最初の寄附の条件というお尋ねでございますが、これについては3点、道路の土地、そしてその道路の土地につくられた工作物、これについては市の方へ所有権が移転できるものである。それから土地の部分ですね。例えば抵当権とか根抵当とかいろいろな所有権以外の権利がございますが、それが存在しないこと。ついている場合は取っていただくということ。それから、道路と確認できる箇所境界のくいが明らかになっていること。以上でございます。

それから、旧4町村と新市になっての市道認定についての変更等という御質問でございますが、実は道路認定要綱につきましては、旧の八開村さんのみが定めておみえになりました。八開村さんの場合は、以前3メートル以上というふうに定めてみえたんですが、途中で改正をされて、道路幅員は関係なく村道認定ができるという定めに変えられましたけれども、あとの3町村については、運用上の覚えといいますか、運用上のそうしたものは担当サイドでは持っておったんですが、そういったきちとした定めとしては持っておりませんで、ただ通常の場合は先ほど永井議員の御質問にもございましたが、昨年12月、議員の皆さん方に市道認定の要綱を配らせていただいたんですが、原則としては道路の幅員は4メートルとするという定めでございました。したがって、この辺が少し変わったのかなあというふうに思います。

それから、議員も御質問の中で言っておみえになりましたけれども、旧佐織町においては底地が民地になっているものを囲領という取り扱いで認定をしておみえになりましたが、この囲領道路につきましては、その民地部分をすべて市に寄附採納をしていただくという形にならなければ、愛西市道として認定をしないというものです。大きい点はこの点ぐらいかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

1点お伺いしたいと思うんですが、基本的なことで申しわけないんですけども、市道に降った雨水というのは、市としてきちっと市道認定したからには責任を持たれるという判断でよろしいでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

土地の状況にもよりますし、水に色がついているわけではございませんので、道路に降った水がこれだから、これを市の管理としてという形には一概には言えないかと思いますが、原則としては議員が御質問の中で述べておみえになるように、道路に降った雨水については管理者として管理していくべきではないかというふうに思っております。ただ、状況によって違いますので、一概にそれだということは言い切れませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとります。再開は午後1時半から再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

午前に引き続き会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第54号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

議案第54号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。

まず初めに、ページ20、21、3款民生費、目1児童福祉費の13委託費326万4,000円のうち、ファミリーサポートセンター事業委託料305万円ですが、議案の説明では来年4月のセンター立ち上げに向けてとの説明でございましたが、あと半年しかございませんが、事業内容、例えば対象となる方の利用者数をどれぐらい概算で見えてくるのかと、ほかにどのようなことを計画されているのかを質問いたします。

次に、ページ24、25、4款衛生費、目5公害対策費、13委託料、大気調査委託料20万ですが、説明だと旧トーヨーボールの関係だということでしたが、調査内容の詳細と、委託先はどこを考えているのか、お答えください。

次にページ28、29、9款消防費、目3消防施設費でございますが、委託料と工事請負費の消防団車庫新築等工事についてでございますが、議案説明の折に新設箇所、改築箇所数などは示されましたが、もう少し詳細に、どこにどのぐらいを予定されているのかお示してください。また、この新設及び改築・改造によって使用しなくなる車庫、詰所に対してはどのような対応を

考えてみえるのか。以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今年度の予定でございますが、今回の補正の議決をいただきました後に委託団体の公募を行いたいと思います。この募集の期間につきましては、約1ヵ月ぐらいを予定しております。したがって、11月の中旬以降に選定委員会等を開催いたしまして、年内には委託先を決めていきたいと。1月に入りましてから委託契約を結びまして、そちらの方におきまして、これは制度的に提供会員と依頼会員ということがあるわけでございますが、援助していただける会員を募集いたしまして、そちらの方もいきなりやれるというわけではございませんので、講習等を受けていただいて、きちっとした援助会員になっていただけるような形にしていきたいと思っておりますので、そういったのを年明けてからやっていきたいと。そして4月には立ち上げていきたいというふうに思っております。

その会員数の見込みでございますが、なかなか17年以降に立ち上げられたところを見ますと、まだ60名とか70名といった状況でございますので、いきなり大勢の方がというわけにはいかならないと思いますが、次世代育成交付金の対象になるのが会員数100人でございますが、直近で立ち上げられたところを見ますと、なかなかそこまでいかないような状況もありますので、私どもとしても利用したい会員の不便をかけないように、できるだけ努力して援助会員をふやしていきたいというふうには思っております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、大気環境調査委託料で調査の内容と委託先という御質問でございます。

まず調査の内容でございますが、調査方法といたしましては、アスベストモニタリングマニュアルに基づいての調査でございますが、採取の方法等につきましては、ろ紙の捕集法というところでございます。そして、採取地点は町方町の団地内が1ヵ所と、領内川の右岸堤防沿いで1ヵ所という場所の予定をいたしております。

そして、今まで行ってまいりましたこの調査の委託先でございますが、名古屋にございます株式会社環境科学研究所というところへ委託して測定結果をいただいております。以上でございます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは消防費の関係でございますけれども、非常備消防費の中の委託料と工事請負費の消防施設費の関係でございます。委託料、工事請負費でございますけれども、これにつきましては9月4日の全員協議会で詳細を資料としてお出しさせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。それか……。

〔「金額がもしわかれば」と4番議員の声あり〕

それぞれの金額ということでしょうか。はい、わかりました。

それでは、佐屋の第1分団のところでは、水管干し場の新設です。これが約177万。佐屋第2分団につきましては、車庫の改造、また水管干し場、サイレンの移設等を含めまして473万。佐屋第3分団につきましては、車庫の新設、水管干し場、またサイレンの移設、約640万。佐

屋第5分団でございますけれども、車庫の新設、水管干し場新設、サイレンの移設で640万。立田第1分団でございます。車庫の改造、また水管干し場の新設で240万。立田第2分団は、車庫の改造、また水管干し場の新設360万。立田第3分団は、車庫の新設、水管干し場新設、サイレンの移設ということで約650万。佐織第2分団でございます。車庫の新設、水管干し場、またサイレンの移設619万。佐織第3分団につきましては、車庫の新設、サイレンの移設等で約490万。これは概略で、1円単位の話ではございませんので、御了解いただきたいと思えます。そのような内訳になっております。なお、車庫等の大きさにつきましては、先般お示しさせていただきましたように、間口5メートル60、奥行き7メートル、39.2平米でございます。

なお、先ほど御質問の中で、不要となった車庫等は今後どのようにするかということでございますけれども、これにつきましても地元で防災倉庫等に御活用いただければ、地元の方で維持管理をお願いし、継続して使っていただく。その他のものにつきましては、市の方で撤去を考えております。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

1点目のファミリーサポートセンターの件なんですけど、まだ具体的に対象者はこれぐらいという想像はされていないということの理解でよろしいのか、まず聞きます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

実際に委託業者を決めさせていただいて、そちらの方と会員の募集ということに入るわけですが、そこになって初めて一般から援助会員としてなりたいというふうに応募をいただくということになりますので、その方々に研修を受けていただいて、正式なというとおかしいんですけども、4月以降、その方々の援助を受けながら、例えば病気になってので一時預かってほしいとか、そういったときにはその援助会員の方がやっていただくと、そういうふうになっていくかと思えます。

#### ○4番（日永貴章君）

通常であれば、行政の方でこういうふうな方針があって、それに基づいて委託先を決めるというようなことを私個人的には思っていますので、もう少し詳しい計画があれば教えていただきたいというのがまず1点で、次に大気調査の件でございますが、これ以前にもいろいろ問題があって、調査をずっとやってきてみえると思うんですが、その結果も踏まえて、今回の調査の公表というのはどのような形でされていくのかを質問させていただきます。

あと、最後の消防の件なんですけど、今、不要になった消防署の車庫、詰所に関しては、地元が必要であれば地元の維持管理のもとで使っていただければいいというような御答弁でございましたが、旧来からそれぞれ地元をお願いをして車庫、詰所を一生懸命管理して、そして防災のために役立ててきたわけでございますが、実際に地元の方が今回の新愛西市消防団に改正に向けて、先ほども定員の関係でも話しましたが、十分御承知してみえるかどうかということが本当に、私自身も聞いてみますと、知ってみえない方、理解されていない方がかなり見えるわけでございます。地元で今までずっと管理してきた消防団詰所、車庫をいきなり地元に戻して、あと地元でやってくださいというようなことでは大変理解しにくい。そして要らなく

なった、今度壊した後、その土地はどうされるのか、そういった問題も今後ありますし、最初の説明会の折には、詰所、車庫ともに自主防災会に一任、要望があれば活用、なければ撤去というような説明をされていると思うんですよ。このような、言い方によっては、あとは地元で勝手にやってくださいよというような説明では地元理解されるのは大変苦しいと思いますので、その辺を踏まえて、本当に地元に対してどうしていったらいいかという意見を聞いて、地元根差した消防団にさせていただくように、今後、説明をもっとして理解を求めていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。以上、よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回、委託先をお願いしますことは、ファミリーサポートセンターそのものにつきましては会員相互の助け合いの事業になりますので、その中を取り持つ方が必要になってくるかと思いますが、そういった方をコーディネーターというふうに呼んでおりますが、そういう方を委託先では一人つけていただきまして、その方を中心にして会員の募集ですとか、そういったつなぎはやっていただくことになりますので、これは先ほども近々に始まったところ、会員数が少ないと申し上げましたが、進めていながら、順番に会員数をふやしていくということになるかと思いますが、先ほども言いましたが、募集につきましては一回で終わりというわけじゃなくて、運営が動き出してもまたそういう募集とか研修とかは進めていって、会員を順次ふやしていくということになりますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

この行った調査の結果について、どのように公表していくかというお尋ねでございますが、4月の第1回目の調査結果の折にも、市のホームページの方にも掲載をさせていただいております。今後もホームページを使った掲載で、皆さん方に公表をしていきたいというふうに考えております。

#### ○消防長（古川一己君）

不要となった車庫等の関係でございますけれども、これにつきましてはあくまでも各地区で現在も管理と運営等まちまちでございます。よって、今回の消防団の組織改正に伴いまして、それぞれの地域で現在活用できるものは、先ほど議員申されたとおり、自主防災会、イコール地元という言葉を使わせていただきましたけれども、それで御利用いただければということでお願いをしているわけでございます。また、それにつきましても、議会でお認めいただいた後に、それぞれ各総代さん等へ御案内等申し上げますので、その中で御意見も伺えるかと思いません。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

3点お尋ねをいたします。

25ページの清掃費、塵芥処理費の中の八開地区の定納ごみ一時保管場所に関連する70万と400万についてであります。この保管場所について、設置されたときから現在に至るまで、

どのような経過で設置され、使用されてきたのか。また、利用の仕方というものはどういう利用の仕方をしてきたのか。時期によって、一時保管場所ですので違うかと思いますが、改めて総括的に説明していただけないでしょうか。それが第1点であります。

それから同じく25ページの農業振興費、地域農業振興事業についてであります。これは金額的に1,000万という大きな数字ですが、延期という説明であります。私が不思議に思うのは、計画がどの程度チェックされておったのか。いいかげんな計画を立てておいて、実現不可能になったらさっさとやれませんかということでは、こうした事業の今後にもかかわることだろうというふうに思いますが、実際にこれ延期した後に、再び計画がきちっとしましたので、体制もとれるのでまたやりますというふうになる可能性があるものなのかどうか。もしそうした可能性がなければ、延期ということではないようにも思うんですが、県との関係があるかもしれないけれども、やはり取り繕ったようなやり方ではなくて、実際、もうやらないならやらないできちっとそのように県に対しても説明するべきことだろうと思うんですが、改めて説明を求めたいと思います。

それから27ページの斎場予定地の周辺整備の問題であります。これもちょっとよくわからないのは、斎場の周辺環境の調査もやり、設計も行われていく、そして具体的なものが出てくるという。その段階で周辺の道路整備だけが先行されていくという判断というのは、どういう判断で今回の補正ということになったのか。今の進行状況から見ると、少し早いんじゃないかと、こういうものが出てくるのが。そういう気もするんですが、そのあたりどういう判断なのでしょう、わかりやすく説明していただきたいと思います。

といいますのは、当然規模、私たちまだ建てるものの内容も詳細には聞いておりませんし、果たしてそれだけの土地が必要かどうかということについても、正確な説明というのは受けておりませんので、当然その中身によっては周辺道路の整備の仕方というのも変わる可能性もまだ秘めている段階ではないかと思いますが、そういうふうにもう思っていますから、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず最初に、私どもの方の八開地区定納の一時ごみ保管場所の関係でございますが、旧八開村当時からずっとお借りしておるようでございますが、私の手元に持っております土地の賃貸契約書によりますと、昭和58年8月からの契約でございます。それで、毎年とはいきませんが、3年ぐらいつの更新で今日に至っております。

どのように利用されてきたかといいますと、当然その当時はこの土地につきましては埋立処分しておったというふうに理解をいたしております。近年におきましては、今回返還をしたいということで、地域の方の関係地主さんの方へ申し出をしておりますので、現在につきましては、合併以後はほとんどが一時的に草の刈ったものをそこへ持ってきて、その後の処分の間置いてあるだけのような、ほとんど使われていないような状況でございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、地域農業振興事業の補助金の減額についてお尋ねでございますが、こちらの方からお答えをしていきたいと思っております。

提案説明の折に延期という説明があったんだけど、出された計画のチェックはどうだったのかという御質問でございますが、最終的な御判断は補助金が出される愛知県側がされるわけでございますが、当愛西市といたしましても、市なりに提出書類は確認をさせていただいております。ただ、御理解いただきたいのは、私ども行政サイドというのは書類での審査が主となります。したがって、書類が具備されていれば上位機関へ進達を申し上げるという形になるかと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、道路改良費の関係で御質問でございますが、私どもの考えも実はこのところについてはありまして、と申しますのは、昨年7月にこの付近で追突事故等もございましたし、このところ、企業の進出もこの辺一帯へ出てきております。そのちょうど信号がある交差点付近、何らかの整備は必要ではないかという思いをいたしておりました。そのところへ、このたび斎場候補地としての話が出てきて、8月18日、西保の区会の方で御了承がいただけたという結果を受けまして、こうした施設ができてからの道路整備というのは、いろいろと大変なことが生じることが考えられます。と申しますのは、施設ができればそこへお見えになる往來する車、こういったものも当然多くなりますし、そういうことが生じれば、付近にお住まいの方々への日常生活、また周辺農地で農作業をしておみえになる方に支障を来すようなことというのは想像されますことから、今議会にお願いをしたものでございます。よろしくお願ひをいたします。

## ○21番（永井千年君）

最初の問題、定納の、最近は一時的に草を置いている程度ということなんですが、これ何年続いているんでしょうか、そういった状態が。もし、当然借りているものですから、使わなければ返還という話はもうちょっと早く出たのではないかと申しますが、現在まであまり使っていないのに、ずるずると来たというのはどういう経過なのか。私も大して使っていないということを前から聞いていたんですが、具体的にもっと詳細に言うと、いつごろから使っていないのか、説明いただきたいと。また、なぜそういった状態が続いてきたのか、返還の判断が今になったのかということも、ちょっと今の説明ではよくわかりませんので、説明ください。

それから、農業振興事業の話ですが、ちょっと私が聞いているのは延期ということなんですが、延期というのは、本人が延期と言えはわかりましたということになるんでしょうか。もう完全に、延期ではなくて、今のところ見通しがありませんということであれば、当然予算上の措置なんかについてもその分だけ浮くわけでありますので、別のところに回ると、県としてはそう判断するんだろうと思っておりますが、あえて延期としている、県に対してもそのように説明している理由はどういうことなのか。市としての判断はそこには加わっていないのか、書類を上げただけで、あとは県の判断ということなのではないでしょうか。そうではないというふうに思っておりますので、説明ください。



それから西保の問題は、前から思っておったという説明がありましたけど、ここはやらないかんというふうに。それで、今往來の車がふえるという前段の説明というのは、工事用車両などがたくさん来ることが予想されるので、早目に整備するというような考え方なんでしょうか。ちょっとそのあたりがよくわからなかったものですから、説明ください。

それから、今、予算上で購入予定の平米数だとか、長さだとか、関連する地権者の数だとか、わかっておれば説明いただけるでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

定納の一時保管場所の件でございますが、いつごろから使っていないかという御質問でございますが、私どもが承知いたしますのは合併後の契約でございますので、当時、その時点においても特別そこへ持っていくものはなかったということは確かでございますが、一時保管場所ということで、それぞれの地区から出ます不法投棄等々の一部のそうしたものをそこへ一時的に保管はしておったということは承知しております。

そして、今回の返還の理由ということでございますが、返還の理由につきましては、当然合併しましてから3カ年の契約で20年の3月をもって期間満了となりますので、そうした状況を踏まえた中で地権者の方に市から御返還を申し上げたいということ、去る8月9日に第1回目のそうした地権者の方へのお話し合いの場を持たせていただいて、お話をさせていただきました。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

延期ということについての再度確認の御質問かと思うんですが、当然愛西市の予算を今議会で減額をお願いしたということは、少なくとも19年度についてはないということです。愛知県側がどうされるかということですが、最終的な御判断はまだいただいておりませんが、第2、第3の希望者もおありというふうに聞いておりますので、愛西市の予算も減額、本人からの申し出によって補助金を今回いただかないという形になれば、当然愛知県側としては先ほど申し上げた第2、第3の他団体、もしくはそういった関係機関の方へ何らかの手を出されるというふうに考えております。

それから、道路改良の関係なんですが、私のお話の仕方がまずかったのかどうかわかりませんが、前からやりたいと思っていたとのことですが、いや、そういうことではなくて、何らかの検討策は考えるべきではないかという思いの中へ今回のことが入ってきたということですので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、これも私の説明が悪かったかもわかりませんが、工事車両が来るからなのかという御質問でございましたが、そうではなくて斎場が建つということになれば、その施設への出入りをする車が、当然現在の状況よりは多くなるであろうという意味の車両の数が多くなるということですので、御理解をいただくようお願いを申し上げたいと思います。

それから地権者に関しては18名、それから購入の用地なんですが、これは後から申し上げますが、延長の関係も机上のもので、それだけは誤解のないように御理解をいただいて、お聞き取りをいただきたいと思います。面積については3,520平米ほど、それから延長につい

ては750メートルほどになるかと思っております。よろしくお願ひいたします。

## ○21番（永井千年君）

一時保管場所については、合併時に新たに契約をしたけれども、その合併時にもほとんど使っていなかったというふうな説明でよろしかったですね。

それで、現実に不法投棄の一時保管に若干使っていたという話なんですけど、他の愛西市内にはそれぞれ旧町村時代からのものがありますが、これは最近までは八開地区ではなくて、他の地区から出た不法投棄のものについてもこの八開の一時保管場所に搬入をしておいたということなんでしょうか。地区別にそれぞれ持っている処分場に持ち込んでということなのか、今後これがなくなることによって、時々ここに搬入されていた不法投棄のものについては、どこへこれから搬入されることになるのか、御説明いただきたいと思ひます。

それから、地域農業振興事業の問題については、先ほどから延期かどうかという話になっていますが、例えばこういったケースで取り下げたものが、再び来年度、やっぱりやりたいからということで申請が出てくるというようなことはあるのでしょうかね。だから、そういう意味で、これ一つ一つのものが一たん区切りをつけて、中止なら中止ということで、具体的な計画が動き出す意思が経営者の中で固まった時点で、改めて新たな申請が出されるということの方が正解のような気もするんですけど、延期と出しておけば、再び申請するときにそれが優先されるということなんかがあるのでしょうか。そこを教えていただきたいと思ひます。

それから斎場の問題については、僕は時期の問題でちょっと早くないかと言っておることに對する説明がちょっとされていないような気がするんですけど、内容などはわかりましたが、斎場計画がもう少し正確なものになってからでも遅くないのではないかというような気もするんですけど、道路拡張といったって何年もかかるわけじゃなくて、地権者と合意して契約が結べるものであれば、もちろん収用の関係なんかがありますので、2年またぎになるかもしれませんが、多少のおくれが何か致命的なものになるのでしょうか。道路整備が先行するということがよく理解できないので、もう一度説明してください。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

ただいまの八開地区での不法投棄等の置き場所がなくなったらどうするのかということでございます、まず最初。その点につきましては、当然佐織地区、町方町にも不燃物のそうした場所がございますので、当然そちらの方へ持っていけるという状況にありますので、そちらへ持っていくと。

そして、先ほど草の一時的な置き場と申し上げましたが、これは別に八開地区だけじゃなくて、佐織の町方のところでもそうしたことは一時的に行っておりますので、八開でなければいけなかったということはないんですが、今現在は両方にありますので、運用をそのようにさせていただいておいたということをお願いをいたします。以上でございます。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

卑怯な御答弁になるかもわかりませんが、これは真剣な意味でお答えをさせていただいておりますので御理解をいただきたいと思ひます。当然補助金を出されるのは愛知県ですので、最

最終的に私どもがこういった延期という文言で、次の場合にそれが優遇されるのかとか、それで次はいかんのかということをお断言し切ることはできませんけれども、通常で考えれば、当然その時点ではやれるという判断で申請をされたと思うんですけども、どういう事情が生じるにしろ、当然当市もこういった関係で今議会で補正をお願いしておるということは、議員の皆様方にもそれなりの御心配をおかけしたという問題がありますし、当然愛知県側としては、内々、もうここを相手に補助金を出すというような腹づもりでみえたものを、また新たに選手を探さなければいけないということもありますので、そういったことが軽々に通るかということ、これは私の個人的な主観が入りますけれども、逆に言うと次の段階ではより難しい問題が生じるのではないかというふうに思います。そんなところでお許しをいただきたいとします。

それから道路の改良の関係で、斎場が来るというようなことをにらんでの道路改良の関係、先行云々ということをお聞きでございますが、別の角度からお考え、もしくは御判断をいただけるとありがたいとします。それは、斎場がここへ建設をされますと、議員の皆様方も関市の方の視察をしていただいたと思うんですが、当然道路と斎場敷地の間へは、何らかの塀といいますか、さくといいますか、そういったものを当然されると思いますし、緑が多いというような文句で当愛西市も斎場を考えていきたいということがございますので、そういった木々の植栽もされると思います。そういったものがされた斎場建設の後へ道路整備するということになりますと、そうした立木とか工作物をまた移転するといいますか、またお金をかけてやり直すということになりますので、そういう意味からも、斎場お願い申し上げていきたいということになれば、先に道路をとということで今議会をお願いしておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

## ○21番（永井千年君）

最後の問題は、斎場をつくってから道路整備をせよなんていうことは一言も言っていないで、斎場計画が詳細なものが出て、全体像が明らかになると同時に周辺道路の整備を考えるべきじゃないのかと。今の話で、つくっておいてからやると、また木々を抜いて整備しないかんといい話ですけども、斎場計画そのものに変更などが生じた場合に、また道路整備の変更などもあり得るだろうと思うんです。そういう意味で、時期的な問題を言っているのであって、今部長が言ったような意味で言っておるのではありませんので、そのように考えることはできなかったのかどうかだけ、最後にもう一度説明してください。これで終わります。

## ○副市長（山田信行君）

今回の道路整備予算の関係につきまして、なぜ急ぐのか、また先行してやるのかということでございますけれども、今私ども斎苑の基本設計を委託しておることは御存じのとおりでございます、この計画が今年12月20日にはでき上がってまいります。そうすると、全体のイメージもでき上がってまいります。また、敷地につきましては、皆様方御視察をいただいた関市にしろ、安城市にしろ、いずれも2万平米以上の敷地の中で斎場が設けられております。そういったことから、私ども今回、それに見合ういい敷地が地元の御協力でめどがつかしましたので、めどがついた以上は早く事を進めたいということで、まずはこの周辺の道路整備をやるわけで

ございますが、急ぐ理由にはもう一つ、現在の愛西市の斎場が老朽化しておりまして、今年になりましてからでも2回、トラブルが起きております。そういったことから、この基本計画ができたらずぐに都市計画の決定が受けられるような事務手続を進めたい、そういった意気込みもございまして、今回、周辺道路の整備を先行してやらせていただきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

まず最初に、25ページの大気調査委託料、大気調査についてお伺いしたいと思っております。

最近、近所の方々からいろいろなお手紙とかメールをいただいております。結婚してこちらに住むようになり、子供に恵まれたと。旧トーヨーボールのアスベストの問題を深刻に感じている。精神的にも不安定であり、子供のことを考えたとき、もし何かあったらということで胸が張り裂けそうだと、そういったことで、何とか早く解決ができないかということで、8月下旬から9月上旬に説明会を行うということ新しい所有者の方がマスコミに対してコメントされたわけですが、そういったことも全く進んでいない状況に今あります。今の愛西市がつかんでいる現状と、今後の予定について1点お伺いしたいということと、愛西市は、私何度も申し上げているように、稲沢市よりも被害が及ぶであろうというところでもありますので、愛西市として県とか所有者に対してどんな要望をしているのか、今後していくのか、それについて1点お伺いしたいと思っております。

それから、先ほど永井議員からありました道路の関係です。斎場の関係の道路だということは特別委員会のときにも部長の方から説明がありましたし、議会の初日にも斎場関係の道路であるというような説明があったと私は認識しております。先ほどいろいろお話を聞いておりましたが、何か検討策が要るなと思っていたところに斎場の話があったからということでもありますので、今回の補正予算というのは、やはり斎場の問題が引き金になって道路整備がされるということには間違いがないなということは、先ほどの答弁からわかりました。

それで、何点かこの点についてお聞きしたいんですけども、この道路計画というのは、今集中改革プラン等で斎場にどれぐらいまで予算がかけられるということで、大体の目安をお持ちだと思いますが、この道路の費用というのは、斎場建設計画の費用の一部分であるのかどうか、それについて1点お伺いいたします。

それからあと、こういった斎場をつくるに当たって合併特例債を利用されるということですが、道路と一体して計画をされれば、特例債の対象になるのではないかというふうに、私、素人ながらに考えているんですが、そういった特例債を利用した事業にならないかということについて1点お伺いしたい。

それから、どうして私もこんなに急ぐのかというのは大変疑問に思っております。今回の補正予算にも環境影響調査、それから基本計画も出てきております。基本計画ができて、炉はどれぐらいの炉ができるかということによって、環境影響調査の方でどれぐらい環境負荷が高ま

るとか、今の環境状況がこう変わるとか、そういったものが出てきて初めてここに建ててもいいのか悪いのかという判断がされるわけです。そういった判断がされないうちに道路が先行してつくられるということはあり得ないことです。私も、産業廃棄物の問題をずうっとしてきておりますけれども、今のやり方というのは環境アセスを無視したやり方ではないか。こういったことに支出が認められては、私はいけないのではないかとということで、どうしてこんなに急ぐのかということ再度、この環境アセス、それから基本計画を含めた中で御答弁いただきたいと思います。

それから、あともう1点ですけれども、この道路設置までの経緯で、特別委員会の方も傍聴させていただきまして、特別委員会は地方自治法とかいろいろの中でどんな役割かというのは書かれておりますので、審査の場であって、審議の場ではない、決定の場ではないというのは、私も認識しておりますので、そのやりとりが当局にとって重視されるかどうかということは強制はできないと思っております。でも、特別委員会の中で西保にするか否か、それをこの間9月3日でしたか、特別委員会で、そういった場所についての議論がされました。その中で初めて、御意見の中にも西保団地が反対していると。そういった合意が得られないのに、このまま進めていいのかという意見も委員の方からも出ておりました。そういった中で、最終的に西保で異議なしということで、特別委員会が9月3日に行われたわけなんです、その前に8月28日に議運でこの補正予算、もう既に道路の補正予算が出てきているわけです。そういった経緯から、特別委員会って一体何なのかなということ、大変そのときに傍聴していて思いました。先に道路の補正予算が上げられ、それはもう既に西保に当局の方は決定ということを決めていらっしゃる。その後に特別委員会の中でどうですかという意見がされている。そういった面で、大変ちぐはぐな齋場計画が進んでいるんじゃないか、そんなことを思っておりますので、そういった特別委員会でのやりとりとかも含めて、なぜ特別委員会の合意の前に補正予算として提示されたのか、その点について、4点になりますけれども、御答弁いただきたいと思っております。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、大気環境調査の委託料の関係でございますが、今後、市としてどのような要望をしていくのかということと、今後の予定の2点のお尋ねかと思っております。

まず第1点目に、今後の予定ということでお話をさせていただきますが、今後の予定といたしましては、愛知県、稲沢市、そして愛西市による連絡会議の場におきまして、所有者との打合せを行います。そして、早期解体、アスベスト除去を行ってもらうように当然お話し合いをするわけでございますが、今現在、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、県の方が代理人と連絡をとっておるようでございますが、なかなか日程がつかないということでお聞きをいたしております。市といたしましても、解体に当たっては住民説明会を開いていただき、理解を得てから工事にかかっていただきたい。そして、打ち合わせの際には、愛西市として住民説明会の開催、並びに早期解体、アスベスト除去について要請を当然していきたいというふうに考えております。

それと、新しい所有者、山本氏になりましてから、8月24日付で愛西市長名で「旧トーヨーボールの早期解体及びアスベスト除去について」という文書をもって、山本氏の方に御依頼をさせていただいております。今の私どものお聞きしておる状況は、このような状況でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず第1点目の斎場建設計画に含まれるかということでございますが、私、提案説明のときに申し上げたと思うんですが、斎場予定地周辺、もしくは周囲と申し上げた方がいいかなあとということで御説明をしましたように、道路改良工事ということで今議会補正をお願いいたしておりますので、この道路改良費につきましては、斎場建設計画の中には入っておりません。

したがって、2点目にお聞きのこと、いわゆる斎場関係での合併特例債を受けてはどうかということにつきましては、斎場の建設計画には入っておりませんので、そういった斎場計画の中での合併特例債は受けられないというふうに思っております。

3点目の御質問につきましては、先ほど永井議員にもお答えしたとおりでございますが、私、若干口下手でございますので誤解を招いたかもわかりませんが、部長の方は斎場建設のための道路整備と言い切ったかのように御質問の中で述べておみえになりますが、斎場がこの地へ来るということは横目でらむといえますか、そういうことも当然考えた上でのごさいます。ただ建設をされるということでの真正面からの取り組みでないことだけは誤解のないように、当然そういうことも視野に入れながら、今回補正をお願いしたということで御理解がいただけるとありがたいと思っております。

それから4点目の御質問でございますが、私の方から御答弁させていただくのは恐縮かも知れませんが、道路改良工事ということでございまして、9月3日等の斎場建設委員会の方にも出席をさせていただいておりますので、お許しをいただいて、吉川議員さんの御質問の御答弁とさせていただきたいと思っております。確かに建設委員会での話、私もそういったお話に触れましたし、9月4日、斎場予定地周辺の道路ということについての御説明もさせていただいております。それは、先ほども御説明したとおり、そういう思いから提案の折も御説明をさせていただきました。

ただ、その斎場については、愛西市としても幾つかの斎場建設予定地の中から、各種状況から西保町にお願いした方が、いろんな面から最適ではないかということ、皆様方の全協の中でも事務方の方からお話をさせていただいてあったかと思っております。しかしながら、西保町内のいろんな諸事情もございまして、地元の方への説明会、それから先ほども出ておりますけれども、関市等他市の施設視察等を経て、ありがたいことに8月18日の西保町の区会で御賛同いただけるような結果を踏まえまして、当愛西市としては斎場をこの地で建設をしていきたいという考えを持ったところでございます。

先ほど来申し上げておりますように、こうした施設ができれば、そこの施設へ往来する車も多くなりますし、そういうことによって付近にお住まいの方々にも何がしかの支障といえますか、そういった問題等も起こし得る可能性が十分考えられますので、大変市の困っておること

に御賛同いただいた地域の皆様にそういった問題を生じさせる事態のないように、今回お願いをしたものでございます。

あとは永井議員にもお話ししましたように、斎場建設がされてからではいろんな諸問題が生じますし、先ほど副市長も御答弁させていただきましたように、市の斎場の状況も、先ほどの永井議員の御答弁させていただいたような状況でありますので、御理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

何度お聞きしてもすっきりしないんですけれども、とにかく今お話を聞いたところによりますと、斎場が西保の方につくっていただけそうだからということでこれが進んでいるんだなということは思います。

1点ちょっとお聞きしたいのは、道路改良工事なので、斎場の計画の方には入っていないということですが、これを入れることはできないのか。入れることによってさらにコストダウンなり何なりを図ることができないのか、そういう議論がされたかどうかについてお伺いしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員のおっしゃることはごもっともなことなんで、斎場の建設がもう既に終わった時点での道路改良の御説明は先ほど来させていただいておりますが、多分議員がコストダウンとおっしゃるのは、例えば斎場の盛り土・造成、そういった工事とあわせて道路改良もという話ではないかと思うんですが、そうなりますと、斎場用の工事車両として入ってくる車、それから道路改良工事として入ってくる車、また両方の工事の通ridor、これについても二重八重とぐちゃぐちゃになってしまうと思います。だから、一つ一つ整理をして、まず入り口等も、今回の道路改良工事では舗装工事までいたしませんので、当然道路の盛り土等、下層路盤工事までやらせていただくと、仮に斎場等ができる場合にそちらの方の車両も広くなった道路を使って、斎場にいろんな業者の車両が出入りすると思うんですが、そういった関係でもあちらの車からこちらの車ということで、工事車両ばかり行き違いが生じると、そういうようなこともないということで、お願いをいたしました。よろしくお願いをいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

そういったことではなくて、合併特例債の方で斎場と一体化して計画を進めることによって、合併特例債を使ってコストダウンをすることができないかということが1点と、それからやはり計画ができてから道路整備というものをした方が無駄がないのではないかとということをお聞きしていますので、お答えいただきたいと思えます。

#### ○企画部長（石原 光君）

合併特例債の関係について、私の方から、今知り得る範囲内でお答えをしたいと思います。ただ、斎場の基本構想がこの12月にでき上がってくると。現時点では基本設計、後々出てくる実施設計、そういった設計の内容がどういう形になってくるのかと。他市の例で見ますと、斎場の建設については合併特例債を活用できるという事例もございます。ですから、後々愛西市

としても特例債を活用していくという考え方に変わりはありませんが、ただ議員おっしゃった、今現時点で申し上げられるのは、環境整備ですね。例えば植栽等々についても、これは一応合併特例債の対象というとらえ方もできますけれども、今建設部長の方から道路改修工事ですか、それは一つは周辺の道路整備というとらえ方をすれば、これは現段階としては特例債の対象にはならないんじゃないかと。いずれにしても実施設計とか基本設計なんかは今後出てきますので、そういった中で総合的に判断をしていきたいと。ただ、現状、今回補正予算で上がっておる道路改良整備については特例債の対象にはならないという一つの判断であります。

○5番（吉川三津子君）

今のお話ですと、道路改良事業だと入らないと。進入道路なり云々となると入る可能性があるということでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

ちょっとそういうとらえ方をさせていただくと困るんですけども、全国的な斎場の建設の中で、道路整備について、道路整備という言い方がどうかわかりませんが、例えば斎場への進入路ですね。そういったものを整備することについては、他市の事例を見ると特例債の対象になっています。ですから、現時点では私どもとしてはそういったとらえ方をしているということです。

○5番（吉川三津子君）

道路についてはよくわかりましたので、いろいろともう一度調べて、できるだけ安くできるような方策を調べていただく必要があるかなというふうに思っております。

あと1点、再度これだけは言いたいんですけども、先ほどから斎場、斎場ということで、私は西保につくられることについて決して反対しているわけではございませんが、環境影響調査の結果が出ていない段階で、斎場にかかわるものに関しての支出をしてよいのかということなんです。ひょっとしてこういったものを調べて、いろんな貴重な生物もいるわけで、そういったものに影響が出てきたりとか、いろんなことがあちこちで今出てきているわけですので、やはり順番が違うのではないかと。もう一度プロセスをきちっとしていただきたい。基本計画をつくる、環境アセスをする、その結果どう動くかという形になってくると思いますので、その辺きちっとプロセスをもう一度見直してほしいということで、最後の言葉といたします。

○議長（佐藤 勇君）

ここで、この補正予算について、まだ3人通告を受けていますので、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開は45分からいたします。お願いいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩前に引き続き、愛西市一般会計補正予算の質疑に入ります。

5番・吉川三津子議員が終わりましたので、次に26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）



前の方と重複した質問をなるべく避けて質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

21ページのファミリーサポートセンターについてですが、これについては若いお母さん方が大変待ちに待っていたファミリーサポートセンター事業が、いよいよ来年4月から行われるということで、具体的には先ほど質問がありましたが、公募で業者を決めるということですが、その公募の条件、先ほど職員についてはコーディネーター1名ということですが、事務所などの規模など、ほかに公募の条件がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

また、今後、市との公募で決められた事業者との連携はどのように行うのか、お聞かせ願ひたいと思います。

それから2点目と3点目は大分重複している部分がありますが、斎場環境影響調査委託料ということは、どこにどのような調査を依頼してするのか、具体的な内容をお聞かせ願ひたいと思います。

とりあえず以上、お願ひします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

公募の条件と申しますか、委託団体の要件を申し上げたいと思います。

委託団体としては、公益法人、あるいは特定非営利活動法人といたしまして、事業の目的を理解し、定款・規約、その他団体が定める規則に、それと同趣旨の目的の規定があること。それから、事業を実施できる体制が整備され、事業の運営に当たる専任の従事者のうち、常時1名は保育士、看護師、幼稚園教諭、または小学校教諭の資格を有する者を配置できること、それから本市の区域内に事務所を有し、または事業の実施時に事務所を設置できる団体であって、本市の区域内全域での活動ができること、それから団体の活動実績が1年以上あり、子供を主体とする事業が既に実施されていること、本市が指定する期日に事業を開始できること、こういった条件を具備した団体について公募をしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、市との連携でございますが、これは市の委託事業ということになりますので、私どもとしても積極的にかかわっていききたいと、そんなふうに思っておるところでございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、斎場環境影響調査委託料についてでございますが、まず調査の内容という御質問でございます。

この業務につきましては、施設の供用に当たって周辺的生活環境、自然環境に与えます影響を事前に予測しまして、影響の分析を行い、良好な環境保全を図るための調査でございます。

それで、調査項目といたしましては、大きく五つほどに分かれるかと思いますが、まず一つには調査事項の整理から始まりまして、環境の現況調査、そして予測、評価、影響の分析でございますが、そうしたことを行って環境影響調査書を作成するわけでございます。一般的によく言われております大気汚染の調査、悪臭、騒音、振動、景観といったような調査項目になるかと思っております。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

このファミリーサポートセンターですが、今のところ希望しているという団体はあるのでしょうか。

それから、津島市では市独自でこの事業を行っておりますけれど、市の事業として行わないというのか、公募してやるというふうにするかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今手を挙げている団体があるかということですが、まだ全然そういう話はしてありませんので、まだ今のところはありません。

確かに県内、市直営でやっているところが多いわけですが、全国的に見ますと結構委託をお願いしておるところもあります。私どもといたしましても、できるだけ多様な活動が展開できるといいというふうに思いますので、公募で委託先を決めていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

**○26番（宮本和子君）**

近隣ではどんな市でこういった委託で行っておられますか、ちょっとそれをお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

県内は直営が多いですが、三重県では大部分が委託になっております。

**○26番（宮本和子君）**

私はぜひ、そういった意味では、今まで佐屋町方式で、旧の佐屋地区では直営でほとんどの事業を行ってきたので、そういう点では市直営を希望していたんですが、どちらにしても住民にとっては早くこの事業が行われるという点では喜ばれることですが、公募に対してはきちっと、本当にふさわしい委託先をぜひしていただきたいと思います。

それから、先ほどから斎場環境調査や道路の問題が出ておりますけれども、18日には西保の区会で、斎場については決定をされたということですが、反対もあったというお話もあります。特に西保の団地は斎場建設予定地の一番近いところにあるわけですが、西保団地の自治会として反対して署名運動も行われているということもお聞きしましたし、9月中旬の西保団地の臨時総会で決定するというお話も聞いております。斎場に一番近い西保団地が反対が多いという中で、強引な形で今回の斎場周辺道路の整備や斎場の環境影響調査を行うのはどうかと考えますが、その点の見解をぜひお聞かせ願いたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

8月15日に西保町区会の御同意をいただいたわけで、100%の同意ではなかったという御発言が今、反対もあったということだろうと思います。いずれにいたしましても100%の同意というのはなかなか難しい、今回のこういった斎苑のようなことにつきましてはあると思いますので、私ども今回の補正予算にもそういった方々の御理解がいただけるように、まだまだこれから先進地視察の御希望があればそういったところをじかに見ていただいて、なるべくいろんな手法を講じながら、御理解がいただける道も、これから私ども努めていきたいと考えており

ます。そういうことで、強引にとかそういうことではなくて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、今、副市長がおっしゃったように、強引という形では行っていきたくないということですが、そういう点では、今後も西保団地との話し合いの場を設けてやるつもりはあるのかということと、私は関市の総合斎苑の「わかくさ」に皆さんと一緒に視察をさせていただきましたが、そのときも地元自治会からの要望を聞く西本郷通り住みよいまちづくり推進委員会ということで、市の検討委員会や特別委員会や、そういったところとはまた別に、本当に周辺の自治会との話し合いの場を設けてやっておられるということで、そういう意見をきちっと聞くという姿勢がなければ、この斎場の問題はそのまま、西保団地の人が反対というだけでどんどん建設されていくような気がします。そういう点では、きちっと地元の人たちとの話し合いの場を設けてしていくべきだと考えます。そして、西保団地自治会を無視したやり方で建設を進めていくつもりはないということですが、そういう点では話し合いをきちっとしていただきたいと思いますが、その点の見解をお願いしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

西保団地の皆様方とは、会議としては既に3回、説明会を催しておりますし、7月15日には安城市の御視察にもお出かけいただきました。また、一部の役員さんについては、8月5日に関市の視察もしていただきました。そういったことを踏まえまして、自治会長さんには私ども市に対して、何か御希望とか要望とか、そういったことがございましたらいつでも相談に応じますということが投げかけてございます。しかしながら、今のところそういったこともございませんが、これから私どもからも、また西保町の総代さんを交えながら、また団地の自治会長さんとも相談しながら、いろんな問題点があれば解決できるような前向きな姿勢で臨んでいきたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

では、そういった方向できちっと西保団地の自治会と、住民との話し合いの場を設けながら、そういったことで要望があればちゃんと聞く姿勢を持てば、やはり住民の方に理解できると思いますので、私、先ほどからの永井議員や吉川議員のように早急にこういうことを進めていってしまうと、住民の人の感覚と全然違うんですよね。先行していくと、自分たちの意見を何も聞かないで進めていっちゃうということでは理解を得られないと思いますので、こういう問題はやっぱり住民の理解を得てからやるということが私は先だと思えるんですよね。だから、そのことを先にして、それからこういった工事や環境アセスというのはやっていくべきだということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、一般会計補正予算について1点だけお尋ねします。

民生費の社会福祉総務費、扶助費の障害者就労支援奨励金についてお尋ねをいたします。

今回、県の方が助成をすることに伴って15名分が予算化されましたが、作業所等に通所される方に対してこういう形で補助をするというわけですけれども、実際の自己負担との関係でいうと、どのぐらいの割合の助成になってくるのでしょうか。また、障害者自立支援法が施行されて以降、1割負担の問題から通所を取りやめた方も見えると思うんですけれども、そうした方々はどのぐらいいて、そうした方々がいた場合には、こうした支援によって就労にもう一度戻ってこられるのかどうか、その見通しについてお尋ねしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回の補助の根拠ですけれども、利用日数に応じて1日175円ということになるわけですが、低所得1・2の月額負担上限額3,750円ですけれども、この金額がもとになりまして、1日当たり175円という数字になるわけですが、結局それぞれ所得によって負担があるわけですが、その3,750円の減額になるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから取りやめた方、確かに新聞等ではかなり自立支援法の関係で批判がされておるわけですが、愛西市内においてそういった例は聞いておりませんで、大丈夫かというふうにしております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

つかんでいないということですね。

ということは、いわゆる低所得者1・2に関しては、それ以上の所得の階層の場合には自己負担額がどうしてもかかってくるわけですね。そうしたものに対して、市として助成をしていくとか、今後の考え方はないのでしょうか。

そもそも基本的に就労をしてやっていこうということに対して利用料を取るということは、明らかに問題があるわけですし、そうした考え方からも対応が求められると思うんですが、その点はどうでしょうか。

特に今、愛西市の中、いわゆる公設でやっています作業所についても、今のところは利用料は取られていないと思うんですけれども、今後、そうした方向になっていく可能性もあるわけで、やはりそうした作業所に対する利用料の免除、取らないということが大事になってくると思いますので、その点はどうでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

この支援法につきましては、3年後にはまた見直しがされるというようなこともあります。確かに3,750円の減額で、一般世帯等につきましては負担が出るわけですが、今後の推移を見守りながら、私どもも対応を考えていきたいと思うわけですが、

それから作業所関係ですけれども、現在、作業所につきましては県の補助制度で運営の補助をいただいておりますけれども、これも新しい制度に変わりましたものですから、いつまで補助制度が続くかというようなこともございまして、私どもも近いうちには作業所も新体系に移らないといけないというふうには考えておりますので、また時期が来ましたら、その辺

の説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

まず15ページに前納報奨金が150万増額補正されておりますが、なぜ増額補正になったのか。一括で納税される方がふえたのか、それとも個々の納税額がふえたのか、どんな内容なのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、この間、質疑されておりますが、トーヨーボールの大气調査委託料ですけども、これは一般質問の中でも調査回数をふやして、住民に対しての安心、情報提供をふやしてほしいという要望もいたしました。そういう点で調査回数をふやしたのか。今年度、これで2回の調査になるのではないかと思います。その点と、あと稲沢の方も同じように調査をされるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

1点目の報奨費の関係でございますが、原因としましては、税額の増加を見込んで報償費を組みました。ただ、それ以上に税額が伸びたというふうな考え方をしております。そのために、現実には250万ほどの住民税の方で不足が生じましたが、固定の報償費で100万ほどの余裕が出ましたので、その差額であります150万を今回お願いするものでございます。以上です。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

大气環境調査委託料の調査の回数ということでございますが、御承知のように4月に第1回目を行いまして、今回、補正で3回分の費用をお願いいたしております。これは愛知県、そして稲沢市、私どもとあわせましてお話し合いをした結果で、年4回としたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○24番（加藤敏彦君）

前納報奨金については税額がふえたということは、税源移譲で所得税が減って地方税がふえたと、それがこういう形ではね返ってきているということですね。

それから調査回数は1回を4回にふやして、周辺住民の人に状況報告をしていくという点では、前向きな取り組みをしていただいたということで、いいことだと思います。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番・田中秀彦議員。

○8番（田中秀彦君）

一般会計補正予算の25ページの農業土木費の負担金2,824万円、補助金、土地改良施設整備事業という項目がございますが、この内容につきまして、ちょっと御説明をいただきたい。

それから、定例会の補正予算の概要の説明書の2ページに、農業土木費で農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が新たに公布施行されたことに伴いと、従

来の基盤整備促進事業が新法に移行し云々と書いてございますが、要するにこれは国・県の補助金が今までは直接事業団体に配付されておったものが、今回、国・県が交付されたものが愛西市に入って、そしてそれを事業団体に交付するという内容でございますが、そうしますと、事業の管理監督はだれがするのかということと、一番私が主体として質問したいのは、先ほど申しました農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律と、このまま読みますと愛西市にも当てはまるかどうかはわかりませんが、農村地域もございませぬ。それに対しての活性化のための何か愛西市として事業がやれるのかどうか、どんなことを計画されておるのかということについて、あわせてお聞きをいたしたいと思ひます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

御質問の通告をいただいておりますので、簡単な御答弁でお許しをいただきたいと思ひますが、私は提案説明のときにも説明をさせていただいたと思ひますし、議会全員協議会のときにもこの農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が新たに施行されたことによって、今まで基盤整備事業というものが事業主体で直接国・県の補助金が交付されて、市町村は市町村で事業主体の方へ補助金がなされるという形のものであったのが、先ほど申し上げた法律が公布・施行されたことに伴って、事業そのものは一緒なんですけれども、国・県の補助金が一たん市町村の会計の中に入って、市の補助金の出し分と一緒に事業主体の方へお金として流れるというシステムに変わっただけで、内容等については何ら変わっていないような御説明をさせていただいたと思ひますが、そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。また、その管理監督はだれがするのかということですが施設の改修なり何なり事業主体がやられますので、当然できた施設についての管理監督責任は事業主体にあります。

その名称が農山漁村の活性化となっているけれども、当愛西市にそれが当てはまるのか当てはまらないのかという御質問でございますが、これは法律の名称でございますし、事業の中身、事業主体が実施される事業そのものが該当するというのであれば、国なり県なりの補助金をいただいて整備していくことが、私ども愛西市にとってもメリットのあることでございませぬので、その名称がこうなっているけどどうかというのではなくて、中身のことで事業が合致するか合致していないか、これで御判断をいただけるとありがたいと思ひます。御答弁になったかどうかわかりませぬが、これでお許しがいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひします。

**○8番（田中秀彦君）**

そうしますと、この文言が違っただけで、農山漁村の活性化のための定住等というような、新たに公布・施行されましたと書いてございますが、ほとんど今までどおりの内容だということでございますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

そのとおりでございます。

**○8番（田中秀彦君）**

わかりました。理解しました。

**○議長（佐藤 勇君）**

他にございませんね。

[発言する者なし]

それでは、他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第55号から日程第13・議案第58号まで（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第10・議案第55号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算についてから、日程第13・議案第58号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算についてまでを、会議規則第34条の規定により、一括議題として質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第1号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第14・認定第1号：平成18年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

まず市税についてであります。これは17年度に比べてふえています。地方交付税は17年度に比べて3億4,150万円ほど減っていますが、16年度に比べると逆に1億5,721万ふえているという事実。そして、この1款から10款までの増減を、合併前の旧町村の合計、そして17年度、18年度と見てきますと、17年度というのは非常に特殊な年でありますので、合併の助成がありますので膨れ上がっている部分がありますので、これは平年度という言い方はできないと思うんですね。そういう意味で、合併前の旧4町村時代の4町村の合計の数字との比較も考えながら、今後の財政予測というのを見ていきますと、私は特にこの1款から10款、国から来るお金の市の判断で自由に使える財源としては、当面安定的に推移しているのではないかと。極端に大幅な減額が進んでいると、どんどん減る一方だというふうな状況ではないと思いますが、財政担当者として、19年度、20年度、そして21年度とこれから推移していくわけでありましたが、どのような見通しを持って臨もうとしているのか。この18年度の数字を踏まえた説明をいただきたいというふうに思います。

それから18年度の繰越金も15億6,502万円ということで、実質収支比率について12.3%ということで、昨年度よりもまた数字としては上がってきております。公債費の比率についても5.3%、どこかの自治体のように実質公債費比率が一般会計の公債費比率よりも大幅に上がるというふうではなくて、ほぼ同じ5%台の数字が、3年平均で5.8%という数字が出ておりま

すし、市長がよく言われる財政力指数の問題について、どべ2どべ2ということが強調されますが、全体としてこれらの指標を考えて、歳入面の見通しを考えた場合に、当面安定的に推移しているという見方もできるのではないかというふうに私は思います。財政担当者としてはどのように考えてみえるのか。市民に対して一方的に危機感だけあおるということではいけないと思いますので、ちょっとバランスのある説明をいただきたいと思います。

2点目、18ページですが、個人市民税の納税者が3万3,538人という数字になっていますが、給与所得者、営業所得者、そして農業所得者、その他の所得者ということで大きく分かれるかと思いますが、これらの所得者の傾向ですね。例えば給与所得がふえて農業所得が減ったとか、それぞれの合計の数字というのは出ているのでしょうか。出ておれば、その傾向について説明がいただきたいのと、各所得者間での移動の実態というものがつかまれておれば、具体的に説明いただきたいと思います。

それから、これも同じく18ページの問題ですが、18年度末の一般会計だけじゃなくて他の会計も含めた滞納額ですね。これが17年度分までで8億5,532万ほどで、これに18年度分が加わるわけでありますので、18年度末の各会計別の滞納額は、正確な数字を教えてください。

市の今の減免規定によりますと、全部の減免を合わせても132万3,200円ほどしかないんですね。それに対して不納欠損額というのは1億2,809万7,436円ということで、ほとんど不納欠損として処理されています。私、かねてより減免規定を充実させた上で、まず減免規定の充実が先だということを主張してまいりましたが、そこで市の減免規定で救えないものですから、納付困難者については結局不納欠損として対処するより仕方がないということになってしまいうだろうと思いますが、この不納欠損の中で、特に滞納処分の停止の措置、地方税法の15条の7ですが、これの認定によって不納欠損として処理したという件数だとか金額というのは、各会計によって違うと思いますが、どのような数字になっているのでしょうか。

それから、歳計現金や基金の運用の方針、これが各旧町村時代はそれぞれのやり方でやってきたんだろうというふうに思いますが、今少しでも有利な運用をとということで、資金運用検討委員会などもあって、そこでの検討を踏まえて運用をしているということですが、こうした運用のやり方についての方針ですね。これはどのような経過で定められているのか。今使っている運用の方針ですね、明文化されたものがあれば、また後ほど資料としても提出していただきたいと思います。きょうはその内容について、どのような経過で定められたかということと、その簡単な内容について御説明をいただきたいと思います。

それから5点目に、これも全体的な問題でありますのでページ数を申し上げますが、職員の時間外勤務が年間125時間、月平均10.4時間となっていますが、合併当時、非常に忙しいところと、5時に帰れるところと、さまざまな問題があり、その後の異動によって若干調整もされているかと思いますが、18年度については各課ごとに考えますと、どの課で時間外勤務が一番少なく、どの課が一番多いのか、そういうふうにつかんでみえるだろうと思いますので、御説明をいただきたいと思います。

それから、職員の有給休暇の取得の問題であります。18年度は平均75時間、平均取得日数



は9.4日ということで、少し上がっているかと思えますけれども、まだまだ職員の有給休暇の取得は私は低いと思えます。これは、やはり職員の健康という問題を考えた上でも、最近も体を壊している方もありますし、現に体を壊してやめられる方も毎年のように出ている現状でありますので、意識的にとるようにということで、いろんなところでやっていただく必要があると思えますが、特に管理職と若手職員の取得がどのようになっているのか。年齢別で見れば大体わかるのか、説明の仕方は任せますけれど、どんな実態にあるのか。平均はわかりますけど、10.4ということでね。説明いただきたいと思えます。

それから、これも全体的な問題ですが、総務課でつかんでいる職員研修について、いただいた資料によりますと101人研修をしています。研修期間が少し広がりが無いというふうに思えます。特に専門研修については、例えば弥富市の保母さんなどは、ことし名古屋で開かれた保母さんの全国的な集會に大量に参加して勉強してきているということも聞いておりますが、愛西市におきましても、各専門職歴で行われるさまざまな研修を、もう少し情報をたくさん集めていただいてやっていただく必要があると思えますが、今、各課の専門研修というのはどういう方針で臨んでいるのか。具体的に18年度、新たにこの課でこういう研修を始めたというようなものがあれば説明いただきたいと思えます。

その次、具体的なページ数を言います。44ページで、巡回バスの委託料が出ておりますけれども、これから全域に立田・八開に広がった中で、佐屋と同じように土曜日の利用がされるわけですが、佐屋地区の月曜日から金曜日までの平日の平均と土曜日の利用というのは、差異があれば説明をいただきたいと思えます。

それから84ページに、ちょっと正確に、時間をはしょって言いますので、敬老金の配付であります。どうも聞くところによりますと、佐織地区だけが敬老金の自宅への民生委員さんなどによる直接配付が行われていないと。現実に80歳とか85歳とか、そういう高い年齢の方に対する敬老金の配付でありますので、私は佐織地区におきましても他の地区同様に直接自宅へ敬老金を配るというふうに切りかえていただく必要があると思えますが、何か佐織地区だけできない困難さがあるのでしょうか。これもちょっと説明をいただきたいと思えます。

それから、同じく84ページで高齢者タクシーのチケットの発行についてであります。これはもともと立田・八開と広がり、合併によって佐織・佐屋にも広がった制度であります。17年度、18年度と新規でどのように広がってきたのか。地区別に数字をつかんでみれば、説明をいただきたいと思えます。これは、18年度の発行数については、現在独居が221人、高齢者世帯283人の方に高齢者タクシーのチケットが配られておりますが、その他も7人ありますが、現在対象者に対して何%になっているのでしょうか。これは何か目標を持って、対象者のせめて何%のところまでは申請をしていただくようにするという事なのか、当然予算上の措置がとられておりますので、その点ではどのような方針でおるのか。私は、まだまだ広報不足があって、なかなか広報を見ない方もありまして、最近も、つい本当の最近もそんな制度があるんですかといって、私の近くでも、立田から始まった制度なのに、立田の私の近くでも知らない方があった。これは私の責任もあるかもしれませんが、そういうこともありましたので、ぜひ

その辺の考え方を説明していただきたいと思います。

それから同じく84ページ、国民年金の事務についてであります。国民年金の滞納者は18年度末で3,002人というふうに聞きましたが、特にこの中で20歳代については猶予の措置もあるわけでありましたが、現在、この20歳代の方の加入や免除や猶予、そして滞納の実態というのはどのように変化をしてきているのか。他町村の例などでも、やはり20代が急速に結果としての滞納にもつながるふえ方をしているという話も聞いておりますので、愛西市の場合はどのような現状なのか、年齢別に集約をしてみれば説明いただきたいと思います。

それから104ページであります。基本健診やがん検診の問題であります。18年度の基本健康診査は、医療機関で伸びているために、合計でも5.86%伸びている数字が出ています。がん検診は合計で若干減っておりますが、こうした今の検診の現状について、どのように見ているのか。特に私自身が最近入院治療したということもありますが、18年度のがん検診の要精検者というのは、愛西市全体で668名見えるんですが、うち精密検査の結果が明らかな方は529名で320名の方に何らかの異常が見つかって、16人ががんが見つかったというのが全体的な数字になっていますが、それ以外に未把握、未受診と言われる方が139名、20%あるわけですが、特に要精検の方については、電話一本かけることも含めて、できるだけ全部掌握をしていくということが市民の健康を守る上で大切ではないかというふうに思いますし、またこれらの治療とか判断は、例えば私の場合で言えば要精検に行って1年少し判断がつかなかったんですね。その後判断がつくという、一たん要精検になって、一定の数字が出ますと、経過観察などもあって、その後ずっと続いていくわけでありまして、そういう現状についてもぜひつかんでいただきたいと思いますので、考え方をお尋ねしたいと思います。

それから112ページであります。農業委員会の予算の関連でお尋ねします。耕作放棄者に対して、農地の保全文書を送られているということですが、愛西市における耕作放棄の現状については、どのような現状にあるのか。地区別に集約されていると思いますので、御説明をいただきたいと思います。

それから122ページであります。排水路維持工事について、現実に資料を見ますと、佐織と佐屋地区だけでこの排水路維持工事の予算が執行されておりますが、上っているかどうかは別としても、やっぱり立田や八開地区でも何とかしてほしいという声は、回っていますと時々聞いております。立田・八開地区での要望、これは地区からの要望以外に個人的な要望も市役所に寄せられているかと思いますが、そうした要望はないのか、説明いただきたいと思います。

それから126ページ、道路舗装や側溝についてであります。各町内ごとに優先順位をつけた要望を出していただいているということですが、現実に、例えば旧立田などでいえば、大体地区から出される要望については、ほぼ100%を原則として、一部工事の工法などの理由やいろんな権利関係などがあって留保されるところがあっても、基本的にそういうものがクリアできれば100%やってきたという経過がありますが、近ごろ、全体的な各地区からの要望に対して、せいぜい二、三割と。全部やるには3年ぐらいかかるというふうな状況だということも担当者からも聞いておりますが、実際にそうした要望に対する工事の実施率というのか、そ

ういうものは掌握してみえるのでしょうか、説明をいただきたいと思います。

また、各町内では要望は順位をつけて、毎年新しく出されていると思いますが、これは地区によっては、例えば総代さんがかわると要望の順位が変わったり、要望が落ちたりふえたりするようなこともあって、地区の中でも問題になっているというところもあるように聞いておりますが、私は各町内の要望というのは、そんなに総代さんがかわることによってころころ変わったり、順位もころころ変わるというやり方はあまり好ましくないだろうと思いますので、去年まではこういう順場で、このように要望として出されていると。ことし新たに出されるのはここの路線ですというふうに、過年度の申請を踏まえて、毎年積み上げていくと、新しいものについては。そういうやり方の方が合理的ではないかと思いますが、何といたっても最終的には市が判断して、緊急度などもやっていく必要があるというふうに思いますので、その点で今後、100%やれば問題ないですけど、100%やれないわけだから、現実を選択をしてやっていかなくちゃいけないので、今後そのように改善する考えはないかどうか、説明いただきたいと思います。

それから142ページと148ページの小・中学校の各種行事に対する補助金であります。これが19年度からやり方を少し変えられたわけですけど、この18年度までは一律的な、例えば芸術鑑賞だったら、大きい学校も小さい学校も一律10万円というやり方でやられておった年でありましたが、結果として父母負担が発生をしたところについては、どのような父母負担が発生しておるのか、説明を、前も一遍議論したんですが、そのときには十分つかんで見えなかったんですが、その後時間も経過しておりますので、つかんでみえるだろうと思いますので、説明をいただきたいと思います。

以上、全部で16点になりますが、既に3時40分を過ぎておりますので、できるだけ2度3度質問しなくてもいいように、正確で簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず第1点の御質問に対してお答えをさせていただきます。

1款から10款の合計の増減、この10款までの歳入区分といいますか、いわゆる一般財源の歳入区分に該当するというふうに理解しております。

それで、議員御質問の中にございましたように、平成17年度につきましては合併の関係で2億5,400万円ほどの未収金が含まれております。そして、その分を差し引いて前年度と対比をしてみますと、約5,300万強ほどの減という状況になっております。この数字を見れば、それぞれ各課の増減はございますけれども、総額としては微減といいますか、そんなような状況ではなかろうかというふうに理解しております。

それで全体的な考え方についてでございますが、いろいろ公債費比率、実質収支負担比率、各指標の関係についてお話があったわけでございますが、今年度の決算を見る限り、議員がお話しございましたように、安定的に推移しているのではないかと、私どもの方も、そういったようなとらえ方をしております。ただ、決して危機感をあおっているというような、意識的にそういった考え方を持っておりません。と申しますのは、今後歳入面において心配をされます

交付税の一本算定ですね、愛西市の。当然そういった形になれば、交付税も相当の減収になるという心配もございますので、現状、今安定的なうちに基盤整備を進めていくということも必要ではなかろうかと、そういった感想を持っておる次第でございます。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

2点目の、個人の市民税の各所得者の、私ども当初にいただいたものは所得金額の増減と異動の実態ということでいただいております。所得金額自体はつかんでおりません。私ども、毎年7月1日で課税状況というものをしておりますので、その分析の中で課税所得の関係でお話を申し上げたいと思います。

所得全体としては、17年、18年で11%の増という形になっております。給与所得でいけば8.4%、農業所得が23.9%、そして営業等の所得の方については1.6、譲渡所得においては17.2、その他所得においては2.0のそれぞれの増と、これは所得割額という形でございます。17年と18年の構成比を比べましても、それほどの大差はないと思います。といいますのは、特に給与者の所得で比べますので一概に比較では言えませんが、17年が81.8%、100とした場合にですね。そして、18年は79.9%ですが、それほど差はないというふうに思っております。

それから3点目の不納欠損として認定する云々というところでございますが、不納欠損につきましては、実績表に不納欠損の額としては15ページに記載させていただいておりますし、未納額といいますか、収入未済額につきましては14ページにそれぞれの滞納及び不納欠損、それから収入未済額という形で、一般会計においては列記をさせていただいておりますので、ごらんをいただければと思います。

そして、不納欠損の取り扱いにつきましては、確かに個々の実態を私どもとしては面談をして、それぞれの御相談に応じているという状況下でございますけど、基本的には国税徴収法及び同施行令をもとにして、それぞれの対応をさせていただいているものでございます。

4点目は、後ほど会計室長が申し上げますけど、5点目の時間外勤務のところでございますが、18年度におきまして時間外勤務が一番多いところ、少ないところという形での御質問でございますが、今、私ども18年度中のものを見ますと、福祉部の児童福祉課が1人当たり21時間になっております。あと少ないところというのは、出張所とか総合支所がございまして、課としての成り立ちのところで見ますと、議会事務局とか農業土木がそれぞれ1ヵ月当たり2.5時間ほどという形になります。

6点目の有給休暇の点でございますが、有給休暇におきましては、総体では先ほど永井議員がおっしゃいましたように9.4日、そして管理職におきましては7.8日、管理職以外の一般職では8.8日。そして単労職においては16.1日、合計の中で9.4日という形になります。補佐とか係長、主任、主事等がありますけど、それぞれ補佐・係長が9.2日、主任が8.3日、主事が8.8日というような形になっております。いずれも管理職よりは1日程度は高うございます。

それから専門研修でございますが、これは永井議員の方にもお示しを申し上げました書類の中にもあろうかと思っておりますけど、総務が命じましたものが、17年が84人、18年が83人、そしてその他、消防ほかでありますけど、17年が87人、18年が97人、合計が171人と180人、専門研修に

おきましては10人のふえが出ておりますけど、今後も積極的に出していきたいというふうに考えております。

それから佐屋地区の巡回バスの関係でございますが、運行平均は367.3日、そして土曜日のみでいきますと355.1日という形になっております。以上でございます。

#### ○会計室長（杉山政男君）

それでは、4番目の歳計現金・基金の運用方針はどのような経過で定められているのかということでございますけれども、この愛西市の公金管理、資金運用につきましては、資金の確実かつ有利な運用を図るため、その運用及び管理に関する基本方針について定める資金運用方針内規、これにつきましては昨年12月22日、全員協議会場でみずほファイナンシャルグループの株式の処分の折に御配付をさせていただいております。その方針は、合併時、17年4月1日で規定しております。これに基づきまして、歳計現金は支払準備基金として、基金は将来の取り崩しに支障のないように、それぞれ元本確保に努めながら、その運用を行っております。

御存じのように、最近の流れですと、昨年7月に公定歩合が上がりました。そして、ことしの3月にも肯定歩合の引き上げがございました。そういうことにより、貯金、国債等の利息が上がってきております。そういうこと、ないし尾張8市でございますけれども、この尾張8市と申しますのは、一宮、稲沢、津島、犬山、江南、岩倉、それから愛西市、弥富でございます。ここで勉強会を行っております。その中で、市として国債等地方債を運用しているところが8市でございます。うちも入れまして8市でございますけれども、そういうことで資金運用検討委員会、これは内部的な検討委員会でございますけれども、そこには副市長を初めとして関係部課長さん方に集まっておきまして、その検討を行っております。

それから、監査委員さんにつきましても、例月出納検査の折に、今のこういう状況で最も有利で確実な運用を図るべきだというような御意見もございまして、今回報告いたしました資料等で見いただきましたとおりでございます。

なお、歳計現金につきましては、これもその運用方針の中に書いてございますけれども、各部署から毎月下旬に、向こう3ヵ月の収支予定表を収支計画表として徴集いたしまして、これをもとに資金の管理運用を行っております。

それから基金の運用につきましては、積み立てまたは取り崩しについて各予算の定めるところによって、その積み立て、または取り崩しの時期等について関係担当部署及び財政課等と逐次連絡をとり合う中で、最も確実、有利な運用を図るための資金の運用を行っております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず佐織地区の敬老金の配付方法ですけれども、敬老金の配付につきましては地区ごとに行っておるわけでございますが、合併前の方法をずうっと踏襲しておるといいですか、旧佐織町さんにおきましては敬老会の当日、その会場でお渡しをしていたという経緯がございまして、現在は高齢福祉課の窓口でございますが、以前、合併前に配付していたときには取りに来てい

ただいておったという経緯があって、現在もそういう状況になっております。取りに来られない方については、後日、民生委員さんの方で配付をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから高齢者タクシーチケットの発行の関係でございますが、地区別で申し上げますと、18年度が佐屋地区が173人、立田地区が32人、八開9人、佐織地区290人、合計504名ですが、ひとり暮らしの関係が221、高齢世帯が283で、対象者につきましては、ひとり暮らしが1,035、高齢世帯が2,948、率といたしまして、ひとり暮らしが21%、高齢が9.6%、合計で12.7%ということでございます。トータルで申し上げますと、18年度も504と申し上げましたが、19年度、9月現在では581名ということで、80名ほど伸びております。合併前に立田さんがやっておられましたわけですが、16年度の決算と比較してみますと、当時16年度決算で立田さんは16人で、利用枚数136ということでしたが、18年度で32名ということで伸びておりますので、確かにPRが足りないということもあるかもしれませんが、利用実績としては伸びている状況でございます。なお一層PRに努めていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方からは11番目の国民年金の20代の加入者、滞納の実態ということでございますが、この国民年金に関しましては、20代の加入者と滞納の実態について、社会保険事務所の方にお尋ねをいたしましたところ、機械によつての処理ですぐにはお答えができないということでございました。それで、現在わかつておる部分だけ申し上げます。

まず20代の加入者につきましては、20歳から29歳までの方で3,124名でございます。全体の総数、20歳から59歳までの方が1万5,969名お見えになりますので、割合としては19%ほどでございます。

それで、お尋ねの免除の方ですとか、猶予の方も、現段階では確認ができませんので、また後ほど社会保険事務所の方にお尋ねをしてお答えをしたいと思っております。

滞納の金額についても、現段階では把握できないということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、12番の基本健康診査の要精検の掌握についてということで、特にがん検診についてということでございました。がん検診の要精検者につきましては、まず御承知のように集団健診があります。集団健診においては、保健師が家庭訪問等で本人に直接面接をいたしまして、結果の説明をし、精密検査の受診勧奨をしております。また、個別がん検診につきましては、それぞれ受診をされました医療機関の医師から結果説明があり、精密検査の受診勧奨がされております。そうしたところで、精密検査の受診をした結果につきましては、精密検査医療機関から当愛西市の方へ結果が報告されます。結果報告の返却のされなかった受診者の方につきましては、再度市の方から受診の有無の確認をさせていただき、未受診者の方に再受診の勧奨をしておるわけでございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは3点ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

まず耕作放棄者の地区別実態について教えてほしいという御質問でございますが、私ども地区別の実態については把握をいたしておりません。お許しください。

それから、排水路維持工事の関係で、立田・八開地区の要望の関係をお尋ねでございますが、18年度の要望につきまして、立田地区では4地区24カ所、八開地区では2地区2カ所ありました。この排水路維持工事というのは、原則として住宅密集地の排水路で一般家庭から出される雑排水によるヘドロ状態のところを、それによって著しく環境を阻害しているものを対象に施行するものでございまして、先ほど申し上げた立田・八開地区の物件につきましては、農地からの流出による堆積土であったため、施行はいたしませんでした。

それから3点目の、各町内の要望に対する関係についてお尋ねでございますが、まず地域内工事の側溝工事でございますが、佐屋地区で41%、立田地区で10%、八開地区で18%、佐織地区で20%、全体として21%ほどですね。次に舗装工事の関係ですが、佐屋地区で21%、立田地区で20%、八開地区で19%、佐織地区で24%、全体としては21%ということでございます。ただ、私こういう率をお尋ねになる議員さんは多うございますが、いつもその都度に申し上げるんですけれども、例えば1カ所の希望箇所でも、その1カ所が300メートルのものもあれば、1カ所が10メートルのものもあります。舗装の場合につきましても、広い幅員のもの、いわゆる五、六メートルの幅員を舗装するものから、狭いものでは2メートル幅員で舗装するものもございまして、希望をつけてお出しになる各町内の関係についても、重点的に、例えば3点とか4点に絞ってお出しになる町内もあれば、どこだという言い方はちょっと御無礼な言い方になるかも知れませんが、十何点も希望箇所を出しておみえになる町内もございまして、単に箇所数だけを分母にさせていただいて、実施した箇所数を分子にさせていただいた率をもって達成率がどのくらいかということについては、そういった実態もあることを十分御理解いただいた上で、あくまで参考の資料というふうにしていただけるとありがたいと思います。

それから、これに関して、順番の関係で、総代が変わると、今までやった順位が上がったり下がったりするあれがあるが、その辺についてどうだというお話もございまして、確かに議員が申されたような実態はあります。しかし、私どもとしては、地元の総代さんが何らかの形で皆さんに御相談をされたあげく、町内の総意として市の方へお出しいただく要望書でございますので、出された順位というものを尊重申し上げて、その順位にできるだけ沿うような形で、従来どおり進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

最後の16番目の、各種行事に関連した父母負担の関係を把握しておるかというお尋ねでございますけど、学校行事の関係で、学校が学級費以外から父母負担をいたしておる事業につきましては、修学旅行とキャンプの2種類がございまして、それぞれ市単独で補助を実施いたしております。補助金は、小学校では3,500円、中学校で5,000円でございます。

なお、この補助金を差し引いた実質の保護者負担額の関係でございますけれども、議員申されていますように学校間で差異がございまして、ちなみに、小学校の修学旅行費では、最低が1万5,675円で、最高が2万2,667円でございますし、またキャンプにつきましては、最低が

2,058円、最高が6,365円となっております。中学校でも同じような関係でございまして、保護者負担につきましては、修学旅行では最低が4万3,677円、最高では5万2,470円となっております。また、キャンプにおきましては、最低が1,416円で、最高が7,583円でございます。

なお、遠足などの行事につきましては、学級費からの支出がされておりました、学級費の月額といたしましては、小学校で1,000円から2,000円、中学校では2,000円から3,700円でございます、これについても差異がございます。

また、芸術鑑賞費の補助の関係でございますけれども、議員が申されましたように、19年度から一律補助から1人当たりの補助となっております。ちなみに、19年度の実績報告の関係は、まだ小学校の2校、これ立北小と永和小学校しか出ておりません。全校が出ておりませんので、比較ができませんけれども、この2校を例にとってみますと、18年度、19年度と比較しますと、立北小では18年度が454円であったのが、19年につきましては417円となっております。また、永和小学校では、18年が400円でしたのが、19年は380円となっております、このような差異が生じているところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

## ○21番（永井千年君）

126ページの要望に対する実施率を見ますと、今要望は各地区によってばらつきがあるということなんですけれども、例えば報告がありましたように、立田地区におきましては側溝は10%、舗装は20%という数字が出されまして、急速な変わりようでありますので、どうなっておるんだという声が相変わらず寄せられるというのが現状であります、これは説明責任の問題が大きいと思うんですね。どのようにそれぞれ市民に対して説明をしていくのかと。側溝でいえば、今の中で金額がどの程度かわかりませんが、佐屋地区でいえば41%、要望に対して約半分近くが行われるのに対するその差異というのは、非常に大きいわけですので、現状値が旧4町村で、側溝にしても舗装にしても、現状値のスタートラインがやっぱり違うと思うんですね。それぞれ今建設課の方で、そういった格差を埋めていくと、市全体として合併したんだから、格差がないようにしていくということに重点が置かれるのか、それとも今までどおりの各地区のバランスでもってやられようとしているのか。私は、当然おこなっているところは引き上げていくという必要がありますので、その辺は明確に、佐屋・佐織に比べて立田・八開がおこなっておるのであれば、そのように説明をして、そこに重点的に行っていくということもやっていかなきゃいけないと思うんですね。その辺が実際どうなっておるんだということが、やっぱり説明が十分されないものですから、疑心暗鬼といいますか、そういうものも生まれてきますので、そういうことしの側溝・道路舗装については、こういう方針でこれだけ各地区についてはやりますと。その理由はこうこうこういうことですので、やはり説明が果たされていなくちゃいけないと思うんですね。そういう点で、わかりやすく説明をしていく用意があるのかどうか、もう一度説明をいただきたいと思っております。

それから122ページの排水路維持工事の関係であります、要望に対して、農地からの堆積土だったために、全部だめですよということは、これは明確に説明がされているのでしょうか。時々私の方にも寄せられておりますので、なぜ行っていただけないのかということについての



説明も不足しているんじゃないかと思いますね。特に立田地区なんか24カ所も要望が出てきているのに、そのうち1カ所、2カ所やったということじゃなくて、全くどこもやられていないというのが現実でありますので、その辺は方針上の問題で見直していただく必要があるだろうと思いますが、当面、そういう見直すような考えはないのかどうか、説明いただきたいと思います。

それから112ページの耕作放棄者については全体としてはどれだけあるのかということについては、わかれば説明をいただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員さん、後段からやられましたので、私も後段の方からお答えをさせていただきます。

まず先ほども御説明申し上げましたように、町内としてのお考え方というのもばらばらですので、単純に希望された箇所数をもってどれだけの箇所が施行されたからという御判断は御遠慮いただきたいということを思います。これはほかの議員さんの御質問のときも同じように私申し上げておるんですが、ただ議員おっしゃったように、旧町村の中での対応策、御質問の議員のお言葉をおかりすれば、旧立田村のときは要望したものがほとんど100%やられておった。それが愛西市になって、この率は何ぞやというおしかりのお言葉かと思うんですが、それぞれの町村でそれぞれの町村時代、やっぱりどういうものに力を入れてやられるかというのは首長さんのお考えも当然ありましたでしょうし、当愛西市の中では、ほかの議案関係、一般質問関係でも出ておりますが、集中改革プランの関係で当経済建設部、18年度と19年度と比べると、19年度予算は3億円何がしの予算を部の中で削れと、こういったような財政関係の中でやり繰りをしているということも実情ですし、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、私どもとしてこの地域内要望の関係は、今、普通交付税が佐屋さんは佐屋さん、立田は立田、八開さんは八開さん、佐織さんは佐織さんということで、交付税の額が算出できるようになっております。その交付税の基準財政需要額、いわゆる道路部分に係るものが、佐屋さんであればおおむねどのぐらいの金額か、立田であればどのぐらいの金額かと。いわゆる道路分に係る市の基準財政需要額の合計を分母にして、それで佐屋分なら佐屋分の数字を分子にして、ある程度パーセンテージを出します。割り当てられた地域内要望にかけられる経費を各率で割って、佐屋さんは幾ら程度、立田は幾ら程度、八開さんは、佐織さんはそれぞれどの程度と、おおむねの目安を立てて施行させていただいております。それが当面、合併したばかりのこの市の中で、皆さんの御理解をいただけるやり方ではないかというふうに思っておりますし、その方法を続けていきたいと思っております。

いろいろお問い合わせがあるときには、そういった御説明を申し上げますと、私がお話しただけで、数人の総代さんがありますけれども、そうか、なるほどなあということで、私がお相手した総代さんはお帰りになっておみえになります。それを申し添えたいと思います。

それから、排水路の維持工事の関係で御指摘を受けてみえるわけですが、私も農家の跡取りとってはおかしいですけど、農家の関係の者ですけど、江ざらえというものがあります。農家さん主体に水路の江ざらえなんかをやっておみえになるところというのは、私の知る限り、

ちょっと八開、佐織、佐屋さんの状況はよくわかりませんが、立田の関係の地区についてはそういう地元としての努力もしておみえになります。これを農地から出る堆積土までしゅんせつ、いわゆる排水路工事をやっていくということになりますと、莫大な経費を予算としてお願いすることになります。先ほどお話ししたように、ある程度これの経費でやってくれと、経済建設部の排水路維持工事なら維持工事の割り当てられた、私どもに許された金額の中で、状況を各職員が見させていただいて、ここはにおいがきついし、これだけのヘドロがあつてはというところを順位づけさせていただいてやらせていただいています。その辺についても、去年もあれだけど、どうしてことしもやれんのだという話になれば、堆積土がこの程度で、おたくの地区よりもっとヘドロ、そういったもののたまった度合いが多いところがこれこれありますので、そこをやらせていただきましたという御説明もさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから耕作放棄地が全体でどれだけあるのかということなんですが、1回目の御答弁でも申し上げましたように、これは農業委員会事務局長の方にもきちっと書類があるかどうか調べた上で回答を頼むということで指示をしてございますが、申しわけございません、実態を把握しておりませんので、お許しをいただきたいと思います。

○21番（永井千年君）

把握はできるんですね。

○経済建設部長（篠田義房君）

いや、していません。

○21番（永井千年君）

していませんって、農地の保全文書を送ったということだから、対象者は明らかになっていますし、それは把握しようと思えば把握できる話でしょう。だから、きょう難しければ、ぜひ把握して、また報告をしていただきたいと思います。

それから、時間がどんどん来ますので、先へ進みます。

104ページの基本健診ですが、要精検の人の掌握されていない方については、勧奨を行ってという話しなんですけど、これ勧奨方法はどのような方法で行っているのでしょうか。現実、結果として18年度末で20%、そのままになっておりますので、最初は、例えば40%ぐらいつかんでいない方があったけれども、勧奨の結果、年度末には20%ということなのか、どういうことなのか、ちょっと説明をしていただきたい。

それから、国民年金の実態については、数字がつかめればまた御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、佐織地区の敬老金の配付の問題というのは、私が言いましたのは非常に高齢者、80歳、85歳の節目で、高齢者に対する敬老金でありますので、これは今までそういう経過だったかもしれないけれど、今後、他の3地区では直接届ける方法をとっているの、直接届ける方法をとることに何か困難があるのか。困難がなければ、佐織地区は昔からそれでやってきたから今後もそれでやらせてもらおうと。そうじゃなくて、改善が図られれば改善してほしいとい

うことですので、そうした考えはあるのかというふうに思います。

それから不納欠損の問題については、理由がいろいろあると思いますけど、15条や、あるいは15条の5、15条の7などいろいろありますが、特に15条の7の滞納処分の停止については、この不納欠損の中で件数や金額についてはどのようになっているのか。それぞれの徴収の猶予や換価の猶予、滞納処分の停止など、それぞれごとに報告をいただきたいと思ったんだけど、少なくとも滞納処分の停止の件数と金額だけ明らかになれば教えていただきたいと思います。

それから、19年度の決算数字というのはまだ出ないわけではありますが、私が言いました安定的に推移するだろう、結構減っていると言うけど横ばい状態で推移しているんじゃないかと私も言いましたが、当然10年間、そしてその後の5年間というものは当初から予定されているわけではありますが、私は当面、これから5年間ぐらいの状況の中で、どのような推移する見通しなのかと。既に集中改革プランなども出ておりますので、集中改革プランとの整合性から考えても、例えば130億という経常経費が18年度決算で既に136億という数字にもなって、数字は計画どおり動いていないと思うんですね。その点で、財政担当者の意見もちょっと聞きたいんですが、どのような説明になるか、できたら説明いただきたいと思います。

それから、この実質収支比率の12.3%、去年よりもことしが大きくなる、来年また大きくなるかどうか知りませんが、これはどのように推移していくのでしょうか。大変、15億円というのは繰り越す数字としては大きな数字になっていると思いますが、こういうふうな財政運用を今後とも続けていかれるのかどうか、説明いただきたいと思います。

#### ○農業委員会事務局長（大島静雄君）

御質問の件でございますけれども、耕作放棄なのか、また遊休農地なのかという判断は大変難しゅうございます。ですから、その土地そのものが遊休農地であるのか、先ほど先生がおっしゃっております耕作放棄地なのかというのは、判断は調査をしないとわからないという点でございます。以上でございます。

#### ○健康推進課長（山田重夫君）

がん検診についての未受診者の率の低下の要因ですが、議員がお示しになったように、未受診者に対しては保健師等が出向いたり、電話等で再度未受診者に受診を促す勧奨をしております。によって数が下がっていったという結果でございます。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

永井議員がおっしゃいました滞納処分の停止の状況でございますが、この実績報告の15ページのところは18年度の事由別が載っておりますが、ここに不足する分においては手元に持っておりませんので、もし御指摘いただければ、後ほど御回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○財政課長（大鹿剛史君）

御質問にありました、まず1款から10款の総額の推移でございます。最初の答弁で若干減ってきておると。ただ、永井議員の方からは安定的な推移ではないかという御指摘でございます。ただ、私ども財政担当部局といたしましては、この数字が安定しているから財政が安定してい

るという認識は持っておりません。当然のことながら、この1款から10款まで、どの款の項目に関しても、正直に申し上げて、予測をすることが非常に困難な歳入ばかりでございます。合計して、たまたま数字がほぼ横ばい状態である程度のものでございます。

永井議員の方から、この数字が安定しているから、やみくもに危機感をあおるようなことはないのではないかというような御意見もございましたが、私ども財務部局の方で、こうしたいろいろな1款から10款まで予測が非常に難しい中で確実にわかっておることは、地方交付税の算定がえが13年後にはなくなるということです。この差が、毎年交付税の予測をしますが、大抵金額が外れております。ただ、確実なのは一本算定、愛西市が一本になった、その交付税の額と、今もらっております4町村の合算の差額が16億円、この数字は17年からほぼ変わっておりません。ということは、13年後に16億減ることは間違いのないということで、これは確実な危機感を持っております。そういった点で、御理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点、実質収支比率、これは繰越金の関係だと思っております。現在、私どもの方、19、それから来年度に向けて、枠配の予算配当を考えております。ただ、現状、歳入の方が歳出の削減に追いついておりません。当然基金を取り崩しながら予算の前を合わせるという予算措置をとっております。その上で、実際の歳入が決定した折に、3月補正で基金の取り崩しをやめる、そういった予算執行の形しかとれない状況でございます。その中で、繰越金をどのくらい持っていくか、これはその都度、年度の歳入の状況、それから歳出の執行残、そういったものを加味しながら、3月補正の段階で財政措置をとっていききたいという考え方ですので、当面この実質収支比率についてはこういった形が続くものと認識しております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

佐織地区の敬老金の配付で、直接配るのに困難はあるかというお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、前例を踏襲したということでございまして、決して他地区のように民生委員さんにお諮りしてお断りをされたとか、そういった事例はございませんので、現実に取りに見えなかった方については、民生委員さんにお配りいただくということもやっておりますので、次年度以降、一遍関係者と協議をいたしまして、配付方法を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

ここで10分間休憩をとります。開会したらお願いしますが、あとほかの議案でも7人ほどありますので、きょう全部片づけます。心しておってください。お願いします。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についての続いて会議を進めます。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○5番（吉川三津子君）

できるだけ簡単に質問したいと思います。

全般的なお話でお伺いしたいんですが、市長に1点お伺いしたいと思います。

集中改革プランということで、ほかの自治体にも誇れるようなプランを出されております。18年度の決算を迎えられましたが、公債費比率、経常収支比率、基金残高、経常経費削減の目標値を掲げていらっしゃるんですけども、この決算の数値から見てどんな感想をお持ちなのか、これからの成果と課題も含めてお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから次に、これも全般的な問題ですけども、市債についてお伺いしたいと思います。

先ほど金利がアップというお話がありましたが、今後の影響についてどう考えていらっしゃるのか。そして、変動金利などによりまして利息のアップも予想される借り入れがあると思いますが、そういったものの総額はどれくらいあるのか。そして、最近はやりみたいな感じで、3年据え置き借り入れというのが相当ふえていると思いますが、まだ借り入れで元金の返済が行われていない借入金はいくらあるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから夕張等の問題もありまして、出納整理期間の資金の収支については、議員としてしっかりとチェックをしていかなければいけないなと思っているわけですが、1億4,970万円の地方債の歳入が出納整理期間にあるわけですが、この起債許可されたのはいつなのか、そういった明細があればお聞かせいただきたいと思います。

それから職員の給与の関係で、職員削減についてちょっとお伺いしたいと思います。

一般論として、どこもが行政職員を減らすということが目的になってしまって、何のために減らしているのかということか大変見えにくくなっております。職員を減らしながら、委託事業がふえたり、短期雇用がふえてしまったりとか、そういったケースも出ていていると聞いておりますが、愛西市においては物件費の中でカウントされるような人件費はそんなにふえておりませんし、市としてこの職員削減によりどんな効果を得ようとしていらっしゃるのか、その点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

教育費の保健体育費、学校給食費のところ、各給食センターについてお伺いしたいと思います。

今後、食育の推進において、今行っている一括購入、統一メニューというのはすぐわないということは、いつも私、議会の中で発言させていただいておりますが、施設の設備等とか生徒数によって、施設に合った得意料理というのがあるはずですが、そういった特性が生かされずに給食が進んでいるということがとても残念にいつも思っているわけなんですけど、今、各給食センターの床というのはドライシステムになっているのかウエットシステムになっているのか、現状についてお伺いしたいと思います。

それから次に教育費の関係で、全体的なことなんですけど、社会教育総務費と公民館運営費についてですが、19年度を見てみますと、いろんな事業への参加者が、旧の立田・八開地域の方の参加というのがちょっと減ってきているのではないかと心配しております。そういった公民館講座とか社会教育の講座への旧町村別の参加者の状況というのはどう推移しているのか、お伺いしたいと思います。

それから最後ですが、生活保護の世帯数についてお伺いしたいと思います。

愛西市と同じような人口規模のところと比べてみますと、愛西市においては生活保護世帯がほかの地域に比べると相当少ない状況になっております。今まで県がやってきた事業を愛西市が受け継いで、まだスタート段階ということもあるかもしれませんが、愛西市において、この生活保護世帯が少ない理由、原因は何だと考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。以上です。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、当局の回答の前にお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、よって本日の会議を延長することに決定をいたしました。

それでは、当局の答弁、市長、どうぞ。

#### ○市長（八木忠男君）

吉川議員から市長へという御指摘であります。打ち合わせも十二分に、きのうもいたしましたし、それぞれ担当から御回答を申し上げますので、よろしくお願いたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず18年度決算の全般の関係について、数字も含めて御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず18年度決算における公債費比率につきましては5.3%、経常収支比率は84.8%、また基金残高は、一般会計で約68億4,800万円という結果になっております。それで、議員御指摘がございました集中改革プランでの平成21年度目標数値が、公債費比率8.8%以内、経常収支比率につきましては85%以内、また基金残高につきましては52億円を確保というような数値目標の点で見ますと、やはり経常収支比率の上昇が課題ではないかというふうに考えております。

御承知のとおり、経常収支比率の算定につきましては、歳入歳出それぞれ影響いたしますので、歳出だけで論じることはできませんが、やはりそういった中で定員管理による人件費の削減、あるいは経常的な物件費の削減はもとより、全般的な組織機構を考えたそれぞれ施設のあり方、また扶助費、補助費の制度見直し等を視野に入れて取り組んでいく必要があるのではないかなというような感想を持っております。

それから、第2点目の市債の関係でございますが、まず1点目の利率見直しが生じる市債についての御質問だというふうに承りました。そして、これに該当いたしますのは、平成13年度から借り入れをいたしました減税補てん債、臨時財政対策債で、いずれも20年度償還、10年利率見直しとなっております。また、平成18年度末起債残高は、減税補てん債が約14億5,000万円、臨時財政対策債が約58億円という状況でございます。それで、借入時の利率は最低が0.7%、最高で1.7%となっております。最初の利率見直しは平成24年3月に行われます。したがって、現時点での10年償還借入利率1.4%を考えますと、利子分の変動は非常に予測

しづらいというとらえ方をしております。いずれにしましても、借入額、利率も含めた公債費の動向には今後細心の注意を払っていく必要があるのではないかという考えでおります。

それから2点目の3年据え置きの関係でございますが、平成18年度末現在で元金償還が始まっていない、いわゆる据え置き期間中の市債、地方債でございますが、36件、借入総額で52億3,760万円という現状でございます。

それと、3点目の出納整理期間中の地方債の入金の関係でございますが、これは合併特例債で都市計画道路整備事業に充当いたしました1億4,970万円でございます。起債許可は、平成18年10月27日においておりますけれども、事業の完了が平成19年3月末であったため、借入日が平成19年5月25日、いわゆる出納整理期間になったというものでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

2点目の職員の関係でございますが、これは合併前の旧4町村の職員を引き継いでおります。合併時の住民説明会におきましても、それぞれの市の同一の職員と比べてという話の中で、向こう10年で150人の退職が見込まれる中で、そこを100人ほどに抑えるという説明も過去にはしてまいったところでございます。合併のスケールメリットを求めるとというのが当時の話でございました。その中で、この19年の3月に集中改革プランを定めました中で、健全な財政運営の実現のためには、その一般会計の中で占める割合の高い職員の給与費の縮減が不可欠であるというような言葉もあります。そういう中で、事務職の縮減、単労職の縮減もそうですが、そういうこともこの集中改革プランの人数の中へ入れさせていただいております。当然、それに対応するにおきましては組織機構の簡素・合理化という形の中で、専門職員も育てるというような中で進めてまいりたいというふうに思っております。委託に関しては、民間に委託できるものは民間でというような理念のもとで、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、4点目の市内の給食センターの方式の関係についてお尋ねでございますけれども、この関係につきまして、ドライ方式を採用いたしておりますのは、学校給食の八開センターでございます。ウェット方式につきましては、佐屋センター並びに立田センターがウェット方式となっております。

続きまして、公民館講座、社会教育講座の旧町村の参加者の割合等の関係でございますけれども、まず社会教育講座につきましては、すべての講座合わせまして、申し込みといたしましては597名の方が申し込みがございました。延べといたしましては749人の方でございますけれども、内訳といたしましては、旧佐屋地区の方が239名で40%、立田地区の方が18.9%で113名です。八開地区が59名で9.9%、あと佐織地区が28.1%ということで、あとその他ということでございますが、これにつきましては条件の中で市内に在住・在勤でというようなことがございますので、その在住・在勤の方3%あって100%でございます。

また、公民館講座の関係でございますけれども、公民館講座につきましては、佐屋と佐織の公

民館で行っております。ちなみに、前期・後期とございますけれど、佐屋公民館におきましては前期・後期合わせまして447人の申し込みに対し、延べ人数といたしましては1,199人でございます。それで、ちなみに居住地の割合でございますけれど、佐屋公民館におきましては佐屋地区の方が359人で80.3%、立田地区の方が39人で8.7%、八開地区が11人の方で2.5%、佐織地区といたしましては38人で8.5%となっております。また、佐織公民館におきましては、申込者380人に対しまして、延べ人員といたしましては856人ございました。佐屋地区の方は46人で、12.1%、立田地区の方におきましては17人で4.5%、八開地区は13人で3.4%、佐織地区は304人ということで80%でございます。

また、IT講座の関係につきましても、佐織と佐屋で行っておりますけれども、いずれにいたしましても講座におきましては佐屋地区としては48.7%、佐織としては43.7%ということで、立田にしては3.8%、八開についても3.8%というような状況になっております。

以上が、公民館、社会教育講座等の市町村別の人数でございます。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

同規模の人口の市町村と比べて少ないがというお話ですが、立田・八開さんが合わせても数件ということでございまして、生活保護の制度に縁の遠い地域であるということではないかというふうに思うわけでございます。ちなみに、合併当初、17年4月1日で109件でございましたものが、決算成果表にもありますように、18年度で115件ということで、決して減っておるということではございませんので、そういった地域的な特徴かなというふうに思っております。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

御答弁いただきましてありがとうございます。

市債の件につきましては、これから10年で金利が変わって利息がアップするという問題、それからまだ元金が返済してない借り入れが52億円あるということで、18年度の決算を見て安心ができる状況ではないなということを感じております。

それで1点、集中改革プランについてぜひ市長には御答弁いただきたいんですけども、これは必ず守るということで、以前、私の質問にもお答えをいただきました。18年度の決算を見て、必ずこれは達成するんだ、できるんだというお気持ちでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、職員の削減についてですけれども、いろんな考え方があると思いますが、職員を削減しようという動機が合理化を生むということだと思います。これからやはり削減をしたときに、どんな工夫がされたのかということを経験の中で共有していただければなというふうに考えております。

あと給食のことでお伺いしたいんですけども、O-157の問題があつて、生野菜が給食で取り扱えなくなった時期がございました。しかし、その後、国も愛知県の教育委員会も、市町村の判断で生野菜については扱いなさいということになっておりまして、生野菜を出してはいけないというようなことにはなっていないんです。今、佐織中学校におきましても、とてもすて



きな給食がされているわけで、できたものが短時間で提供できるところについては、そういったものも提供できる条件があるわけですね。しかし、こういった統一メニューといった形ゆえに、最低ラインに合わせざるを得ないような状況になっているのかなというふうに思っております。佐屋については人数が多いものですから、多分同じメニューをつくろうと思うと、小さな給食センターではハンバーグだって簡単にできます。でも、佐屋でやろうと思うと、予測ですけれども、途中の段階までよそに委託するなり何なりしないと、多分時間が間に合わないというようなことも起きていると思うんです。食材においては、購入するに当たって、前よりも単価は下がっているかもしれないですけれども、食材以外のところで新しい負担ができていないか。職員にもそういったしわ寄せができていないかというふうに私は、この間、1年ずうっと見てきまして、そんな感想を持っているわけですが、一括の統一メニューにされて、具体的にどんな工夫をされているのか、おわかりならば教えていただきたいと思っております。以上です。

#### ○市長（八木忠男君）

私からということでありまして。先ほど担当部長が申しあげました数値目標として、21年までの改革プランもお示しをして、目標に向けてという考え方でありまして。特に申しあげました経常収支比率の数値が高いということ、人件費、あるいは扶助費、公債費の収支のバランスがそうしているわけでありまして、御指摘いただきました人件費、あるいは人事管理なども十分に視野に入れながら、あるいは補助費などなど、あわせて見直しを図りながら、この数値目標を十二分に見定めながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

給食の関係でございますけれども、議員が申されましたとおりに、愛西市となってからは同一メニューで行っております。

それで、生野菜の関係でございますけれども、市町村の判断でということでございますけれども、愛西市としては同一献立ということもございまして、現在といたしましては生野菜は使用していないのが現状でございます。ただし、果物類等におきましては提供をいたしております。

それで、給食を子供に提供するには、今の同一メニューでございますので、できるだけ同じようにしなければならないということで努力をいたしております。といいますのは、手づくりをできるものにつきましては、佐屋センターでも手づくり等も行いますし、献立によりましては議員申されましたように手づくりの無理な場合もございまして。そういう場合には、おのずと加工してもらったものを購入することにもなったりいたしております。そういうようなこともやっておりますけれども、同一献立というようなことでございまして、できるだけ差が出ないように職員の手作業等で努力をいたしておるのが現状でございます。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

最後、私からの要望ですが、学校給食につきましては、今まで使っていた設備が死んでしまっている部分があるわけですが、統一するがゆえに。ですから、その施設に合った給食がされていないという部分もあるかと思っておりますので、統一とか一括購入にこだわらず、今後食育の展開

ということを考えて、再度全体的なメリット・デメリットを評価していただく時期に来ているかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

実績報告書のページで申しますので、よろしくお願ひいたします。

では、最初に第1点、32ページの男女共同参画プランが18年度に策定をされましたが、計画の推進体制の整備として、男女共同参画推進本部、男女共同参画懇話会、市民団体、ボランティアと連携した事業などはどのように行われているのか。また、市職員の研修の充実、男女平等の職場づくりなどはどのように行われているのですか、お尋ねいたします。

2点目ですが、48ページの障害者の居宅介護費のうちの移動支援が移動支援事業へ移行し、移動支援委託料として計上してあるのか、また支援委託料は買い物や病院にも利用されているのですか。18年度は障害者自立支援法として改正をされて、障害者にとっても負担が増大し、今までのようにサービスを受けることができない状況は生まれているのか。また、その実態の調査は行われているのか、お聞かせください。

3点目ですが、59ページの敬老式でございますが、昨年、18年度から佐屋・佐織地区の2会場になり、参加者も大幅に減少して、特に佐屋地区においては蟹江温泉での敬老会を楽しみにしていただけに、とても残念な思いがします。特に体育館のいすはかたく、高齢者には座り心地もよくないし、先日の9月5日にあったときも大変暑い日で、飲み物もないという状況でした。長時間参加している人も、だんだん少なくなっている状況でもあります。例えば地元の文化協会の方の芸能や祭りの紹介など、もっと身近な人たちの出し物の方が楽しむことができるのではないかと考えます。老人会などにアンケートをとるなどして、もっと参加しやすい楽しみ、親しみの持てる敬老会にする必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

4点目、65ページですが、児童遊園、ちびっこ広場にブランコが設置されておりますが、事故防止さくのないブランコは幾つありますでしょうか。また、公園での事故のチェックはどのように行われていますか、お尋ねいたします。

5点目、79ページですが、平成18年度は各種の計画が提出されましたが、障害者計画、男女共同参画プラン策定、地域防災計画、国民保護計画など、委託をして策定をされておりますが、健康日本21計画策定では委託料として計上されておられません、どのような方法で策定されたのですか、お尋ねいたします。

最後ですが、ちょっと重複する部分がありますので申しわけないですが、排水対策としての排水工事の問題ですが、永井議員の方に随分詳しくお話をされましたので、ちょっと永和台の問題だけ質問したいと思います。

永和台の排水は、団地中央の排水路に流れておりますが、大雨のときには中央部分に水がたまり、周辺の住民は床下などにすぐに水がたまり、大変困っておられます。ことしも8月か7

月の終わりに集中豪雨の最後のときに、短時間でしたが水がたまるという状況で、車が通ると余計水が床下に入ってくるというような状況があって、大変困っておられます。愛西市の他の団地の排水については、どのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

この6点についてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

1点目でございます。男女共同参画プランでございますが、昨年、懇話会等を開催いたしました。それぞれ懇話会の方と職員も研修を受けたり何かをして、この問題に対応をしております。今後におきましては、その懇話会をまたリニューアルといいますか、新たな状況にして、市内の各団体の方々、そして市内の女性の方たちとその方向に向けて、情報の収集や課題に対応をしておりますというふうに思っております。これを市の本部に上げまして、今後の方針の中へ入れてまいりたいと思っております。

いずれにしても、市民団体の方やボランティアの方たちとの連携も深めて、他市の事例もこの中へ参考に述べまして、その数値において考えてまいりたいというふうに思っております。

今年度の事業といたしましては、県の方で男女共同参画推進事業という中で、レッツ・トライ男女共同参画という事業がございます。これを県とのタイアップにおきまして、場所としましては今年度の愛西市の健康まつりの中でこの事業等をとらえていきたい。その中で、パネル展示や、パンフレットや啓発資材の配布とともに、市民の方の意見が聞けたらというふうには思っております。市の職員につきましても、過去にアンケートを実施した経緯がございますが、その中でとらえてまいりたいと思えますし、また1番の中にあります女性の参画という中で、私どもの部長・課長の職員の中に今後の委員さんの登用においては、女性の登用を強力に進めていただくようお願いはしてございます。この成果が徐々に出てくるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

最初に、居宅介護費の関係で御説明をさせていただきたいと思えます。

居宅介護費のうち、従来は移動支援も居宅介護費として見ておったわけですが、これを移動支援だけ別の委託料として、制度等の関係で変更させていただいたものです。移動支援委託料については、買い物ですとか余暇活動の支援等に利用されておるわけでございます。病院等の通院については、今までどおり居宅介護で利用されているところでございます。

利用者への直接の調査は行っておりませんが、サービスの利用実績を見る限り、大きな変化はございません。私どもも、目的によって使い分けるということで、居宅介護については自宅内の支援、移動支援については屋外での支援というようなことで使い分けているわけございまして、分けたことによる利用制限等はいたしておりませんので、従来どおり御利用いただいているものだというふうに考えております。

それから敬老会でございますが、一度私どもといたしましても、他市の状況なども調査しながら、よく検討してみたいと。議員の御指摘についても、御意見として承っていききたいと、そ

んなふうに思っております。

それから児童遊園、ちびっこ広場の事故防止さくのしていないブランコにつきまして、ブランコは54カ所に58基ございますが、そのうち安全さくの設けてあるのが19カ所で20基、35カ所38基については安全さく未設置という状況でございます。特に事故のチェックというようなことはいたしておりません。したがいまして、事故の発生等は、けがをされた方からの報告とか、地元の方からの報告ということで耳に入るわけでございますが、18年度、特に大きな事故の発生は聞いておりません。それから、確かに事故のチェックはいたしておりませんが、遊具等の安全に関する点検等は毎月実施しておりますし、児童館の母親クラブの方々も年に1回、目視による点検なども協力いただいていると、そんな状況でございますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、健康日本21の計画策定の委託料の関係でございますが、委託料として計上されておらないので、どのような形をとられたかということでございますが、この健康日本21の策定に当たりましては、平成17年度、そして18年度の2カ年で実施をしたわけでございます。この策定におきましては、一般住民及び市当局の関係者によります作業部会を組織いたしまして、作業部会員とともにアンケートの内容、計画内容、推進について、延べ13回にわたって話し合いを持って計画案をつくりました。そして、その後、策定委員会を延べ4回開催して承認を得て計画書を作成したということで、実質的にはこの部会員さんがボランティアとして御協力をいただきました。それで、決算書の方には策定委員さんの報酬が18万9,400円上がっておろうかと思いますが、そうした形で作成をさせていただきました。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方から永和台ということでお尋ねでございますが、そちらの御答弁をさせていただきます。

まず大井町の総代さんからは、永和台団地内についての18年度排水路維持工事についての要望は出されておりません。また、永和台における議員御指摘の水路について、これは旧佐屋町時代に整備がされたというように伺っております。ただ、整備したとはいえ、先ほど議員も御質問の中で言うとおみえになるように、大雨等、そういった場合については排水先の、いわゆる善太川の水位が当然高くなります。その排水先の水位が高くなれば、一時的には当然のごとく流れが生じないこととなります。したがいまして、議員が御質問の中で言うとおみえになるような状況になるということは、排水路維持工事の問題とは直接は関係してこないんじゃないかと思えます。

団地のいろんな状況をお聞きでございますが、一部の団地につきましては、小型合併浄化槽から排水管を通じて排水してみえるところもあれば、合併浄化槽を入れられて集中浄化槽になっているところもございまして、雨水は側溝に、汚水については先ほどもお話ししたように管で集中浄化槽まで接続されまして、そこから排水をされる、いわゆる雨水・汚水の分流をして排水しておみえになるところもあります。排水先が悪いところは多々ございまして、中にはポ

ンプアップをして強制排水をして除去排水を試みるところもございます。いずれにしましても、先ほど申し上げたようなさまざまな状況にありますので、よろしくお願いをいたします。

**○26番（宮本和子君）**

最初からお聞きします。

18年度に男女共同参画プランが策定されて、19年度、各団体との情報収集などを行われており、また女性の登用も進めたいというお話ですが、健康まつりに何か市民向けのPRをされるということですが、これには懇話会の方が職員の方と中心になると思いますが、そのほかに市民向けの講演会とか、そういうことなど、市民へのPRや市民と一緒に男女共同参画という問題について話し合う場とか、そういうものは計画されていないのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

現在、具体的には持ってはおりません。ただ、この問題については非常に大事なことでございますので、私どもとしては取り組みについて今後強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、もう少し市民全体で取り組める問題として、ぜひ今後もいろんな計画を立てていただきたいと思います。

次の2点目の障害者の居宅介護費ということで、移動支援委託料に入って障害者の方の買い物にも一緒に連れて行ってやっているということですが、18年度は大きく、障害者にとっても自立支援法という法律が改正されて、障害者に本当に負担が重くなってきているわけですが、今まで他の障害者のサービスを受けることができない状況というのはまだ把握をされていないというようなお話ですが、やはりこういう点では声に出にくいところというのは障害者の立場でもありますので、今後はそういった実態を把握することを、いつも私、この問題を取り上げるんですが、ぜひ一人ひとりの障害者の立場に立って実態を把握することからどうするのかという問題も生まれてきますので、ぜひ実態の調査を行っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

やはり現場が大事だということは私どもも認識をしておりますので、おっしゃられたことにつきまして、いろいろ私どもとしても内部で調整してみたいと思います。

**○26番（宮本和子君）**

では、3点目ですが、敬老式、他市の状況を聞いて、それと老人会など直接高齢者の方たちのアンケートなどをとっていただいて、より楽しいものにしていただきたいと思います。

それから4点目ですが、7月ですが、永和台内の公園で遊んでいました3歳の子供がブランコにぶつかってくちびるを切り、何針も縫うけがをいたしました。これは親がちょっと目を離れた一瞬の出来事でしたけれども、もし防止さく、先ほど安全さくと言ってみえましたが、安全さくがあれば防げた事故ではないかということを考えると、公園管理者としての市の責任は大変大きいのではないかと考えますので、まだ38ヵ所未設置だということですが、今後はぜひ

ブランコの防止さくのない公園には安全さくの設置をしていただきたいと思います、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

けがの発生につきましては、その人的な、例えば普通の遊具の使い方ではなくて、ちょっとむちゃな使い方といいますか、そういった人的な原因と、それから器具による原因とあると思うんです。私どもとしては、器具によるけがとかそういったものが起きないように万全の体制をとらなくてはいけないというふうには思っておりますが、人的な要因で起きることにつきましては、やはり責任を負いかねる部分もございますので、その原因を突きとめるということは大切なことだとは思っておりますが、それがすべてそういう瑕疵からくるものかどうかということとはまた別の問題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

この場合は、むちゃくちゃな乗り方をしているぶつかったわけじゃなくて、ブランコに普通に乗っていた状況の中で起きた事故なんです、ブランコにはそういう安全対策、安全さくが必要だと今公園の中で言われている問題では、普通に乗っていても事故というのは起きるわけで、これがたまたま命にかかわる状態ではなかったんですが、そういった安全さくを設けていてそういう状況になるんだとしたら、それはそれなりの弁解の余地がありますが、安全さくを設けていないところでそういった事故があったときには市の責任は大きいので、そういう点ではもう少しほかの公園内のブランコの調査をしていただいて、安全さくの設置はぜひ考えていただきたいと思います、もう一度お願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

私ども遊具の設置に当たりましては、安全に遊べる範囲で遊具が重ならないようにというふうな配慮等して設置しておるわけでございます。したがって、今お話の内容につきましても、どういう状況で起きたのかということをよくお聞かせいただかないと、それが安全さくがあれば防げたのかどうかということも、いろいろあろうかと思います。

私ども都市公園における遊具の安全確保に関する指針ということで、一応そういったものも参考にさせていただいておるわけですが、そこの中には安全さくをどうしても設けなくちゃいけないというようなことはないわけでありまして、先ほども言いましたように、そのけがの状況といいますか、事故の起きた状況によっていろいろ判断をしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

そうしますと、安全さくのついているところは、どういうことで安全さくをつけたのか、何かそれなりの理由があったと思いますが、その点はどういう理由があつてつけられているわけですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほども申し上げましたように、安全に遊べる範囲ということが前提になろうかと思っておりますので、そういった一つの区切りということをつけてあるところもあるかと思っております。よろしく

お願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

では、そういう観点で今後もよろしくお願いいたします。

次の問題、5点目ですが、先ほど健康日本21計画、そういった意味では今総合計画の今回でもたくさんの市民会議の方が参加して計画をつくっておられる。そうすると、もっともっと市民のものになり、またこの健康日本21の作業部会のメンバーの方を見ましても、自主グループなどいろんな分野の市民の方が参加しており、手づくりの計画だなあという印象を持ちました。実施する上でも、市民の声が生かされ、具体化しやすいように考えますので、今後、毎年のように国からの要請で計画づくりが行われていますが、今後もこうした計画づくりにはぜひ参考にしていただいて、市民の声が生かされる手づくりの計画をしていただくようお願いしたいと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

議員おっしゃっていただいたこと、よく頭に入れて、今後も進めたいと思います。

**○26番（宮本和子君）**

保健部長さんが、市長さんかどこか全体的な計画のところで発言して、代表で答弁いただいたと解釈して、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、永和台はほかの団地より相当、愛西市の中では大きな団地だと考えます。今のところ、幹線道路と東と西に広い通りがありまして、舗装をしっかりとっていただいて、永和台の水が全部真ん中に落ちる。だから、もう少し外へ落ちるような形になればそんなに水が中央にたまって流れないということはないと思いますので、そういう点ではほかのところでもポンプアップをしたりして水がたまらないような工夫もされておるようですが、そういうことをきっちり、水が真ん中に集中しないように、排水問題としてぜひ市としても考えていただいて、雨が降るたびに水がつかる状況というのは好ましくないの、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど1回目の答弁でもお答えをさせていただきましたように、議員も御存じだと思うんですが、この愛西市の中は海拔ゼロメートル地帯だと言われます。だから、海水面より低いところに私どもは生活をさせていただいています。したがって、先ほど他の団地のことの中で、その団地の一角の中ですら山手というか、丘陵地と違って、高いところから低いところへ水が落ちる地形ではございませんので、一団の団地ですら自分たちでポンプアップをして排水してみえる団地もあるわけなんです。だから、議員がおっしゃったように、大雨が降ったときは、私たちの住む愛西市そのものが、先ほど申し上げたような地形の状況下にありますので、その辺だけは御理解いただかないといけない。永和台だけじゃなくて、ほかのところもやはり同じような状況にありますので、その辺だけは御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

一度ぜひ、大雨が降ったときには実態を見ていただいて、そこでぜひ検討をしていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんね。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

日程第15に入る前に休憩をとります。10分間、再開は5時45分にいたします。

午後5時35分 休憩

午後5時45分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第2号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第15・認定第2号：平成18年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

土地開発基金についてお伺いしたいと思います。

こちらの件につきましては、昨年にも財産である土地について行政財産が含まれていることとか、農地法違反の問題を指摘させていただきました。その後、どのような対策がとられたのか、今後どうなっていくのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

この問題につきましては、昨年度よりいろいろ御質問をいただいています。具体的に改善と申しますか、そういった具体的なものについては、まだ現時点では持っておりません。ただ、この土地開発基金の問題につきましては、将来的にきちんと方向づけをしなければならない重要な課題というふうに位置づけておりますので、今後、市の事業計画において、その処分も含めた土地開発基金条例の改正も含めまして、引き続き今後もちっと検討を進めていきたいというふうに考えております。

○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。ぜひ改善に向けて、早い取り組みをお願いしたいと思います。

ここの中に行政財産が、数字をお聞きして申しわけないですけれども、よろしいですかね。行政財産がどれだけ今含まれているのか。あと大変言い方としては申しわけないですけれども、塩漬けの土地というか、用途が確定していなくて、先行取得という形で取得したのがあると思います。それが現状どうなっているのかについて、その数字をお聞かせいただきたいと思いま

す。今後、そういった土地の活用なり、どう処分していくのかというのは大変重要な課題でありまして、行政の中でも共有していく必要がある事項かと思っておりますので、その辺の数字についてお伺いしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

大変申しわけございません。数値的なものにつきましては、今行政財産の部分と先行取得した土地の部分ですね。これちょっとお時間をいただきたいと思っております。また後ほどきちっと整理した段階でお渡しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第3号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第16・認定第3号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

以前、国民健康保険の文教福祉委員会で第三者行為に係る請求と実際の納付については、プラマイの金額として計算しておって、両建てはしていないということでしたので、当時、明確な答弁がありませんでしたので、この18年度の決算における第三者行為に係る請求と、実際にお金が幾ら入ってきたのか説明をいただきたいと思っております。

それから国保基金についてであります。17年度、18年度の2年目の決算を過ぎて、国保基金についてはどの程度の金額を目安にしてこれから持っていこうとしているのか。当然のことながら、医療費の増減によりまして緊急に基金の取り崩しなども必要な場合もあるかと思っておりますが、今のところの運用基金を積み立てていく方針としては、部内でどのような方針、金額的にどのぐらいの数字というふうにして考えてみえるのか、説明をいただきたいと思っております。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、まず第1点目の第三者行為に係る請求と納付の実態ということの御答弁をさせていただきますが、この第三者行為に係ります請求と納付の関係は、基本的に交通事故等の場合が想定をされるかと思っております。国保の被保険者の方が第三者により被害を受け、その給付に対して保険適用したい旨の届け出を受けるわけでございます。それを受けまして、当市から国保連合会に求償事務を委託しておりますので、この事務の手続を経て、相手方の保険会社と国保連合会が交渉を行います。それによりまして決定をされた過失割合に応じまして保険金の支払

いを受け、給付に充当をするものでございます。ちなみに、18年度では12件の届け出がございまして、そして給付を受けました金額267万1,091円でございます。

次に、国保の基金の運用の考え方について、そして目安ということでございますが、基金の運用につきましては、指導監査のときなどに基金の額は、保険給付費の5%以上を確保すべきというようなことを言われておりますが、基本的には医療費の急激な増加に対応するための準備的な資金であると考えております。

そうしたことから、今の18年度の決算ベースで申し上げますが、保険給付費ですとか老人保健の拠出金、介護納付金、合わせまして一月に約4億7,000万円ほどの金額の支払い状況ということになっております。

それと、18年度末の基金残高でございますが、5億5,044万1,116円といった金額になっておりますので、少し基金の方が上回るというような状況で、いっぱいいっぱいかなあというふうな感じも持ちます。

また、一方で来年度から始まります後期高齢者医療制度がございます。こうしたことによつて、国民健康保険税の仕組みも大きく変わってくるものと考えます。このような状況の中で、財源確保のために基金は重要なものと考えております。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

267万入ってきたということだけれども、請求は幾ら起こしているんでしょうかね。回収率は何%ぐらいになっているんでしょうか。現状の数字とはぴたっとは一致しておりませんよね。月の金額を上回っていますので、12分の1というのと1ヵ月分ですけど、5%というのと20分の1ですから、現状は目途としている数字よりも大きな数字になっているというふうに考えてみえるのか。今後も積んでいくというふうな考えなのか。現実の数字との関係について説明いただけるでしょうか。

## ○保険年金課長（水谷辰也君）

それでは、数字的なことでございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、第三者行為に係る件でございます。金額について、18年度で回収ができた金額は先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、それについて回収率というお尋ねでございますが、この回収率なるものの数値というのは、私、手元に持っておりません。と申しますのは、基本的に先ほどの答弁の中で申し上げましたように、交通事故が原因となっております。当然相手方があることございまして、なおかつ事例もさまざまございまして、最終的に保険会社との交渉の結果、過失割合というのを決定した上で、かかった医療費についての相手方の過失割合相当部分を戻していただくという仕組みになってございますので、その治療がまず完了しないことには医療費が確定しない。なおかつ、その事例に応じて過失割合も、その話が進んで初めて決まってくるということございまして、この12件の内訳につきましても、それぞれさまざまなケースがございまして、過失割合部分についてもそれぞれ違っております。それについての18年度ベースのトータル的な回収率というのは持ってございませんので、御了承

いただきたいと思ひます。

それから続きまして基金についてでございます。先ほど県や国の見解といたしまして、保険給付費の5%以上を確保しなさいよというお話を申し上げました。保険給付費といいますと、単純に言いますと医療費の給付だけに限っております。その5%といいますと、18年度の決算ベースでいきますと2億円ほどになるかと思ひます。ただ、先ほど部長の答弁の中でもございましたけれども、毎月の給付は医療費だけではございませんで、老人医療の拠出金も介護に対する納付金も、毎月毎月支払いをしていかなければならない重要な国保の給付の内容でございます。したがって、現行5億5,000万の基金残高に対して、支払いの金額4億7,000万ほどと申し上げました。この5億5,000万が果たして多いのか少ないという御質問でございますけれども、一担当課長といたしましては、たった一月の支払いで消えてしまいそうな金額の基金というのは、この5億5,000万という金額を決して多いという感触は持っておりません。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

国保連合会の方から請求、いろんなケースがあると思ひますけれども、例えば自賠責だけ入って任意保険に入っていない、自賠責120万の枠をオーバーしてしまえば、あとは本人の方に請求が行くという関係がありますね。そうすると、それは回収できないとか、国保連合会としては幾ら請求したのかという100%の数字というのは報告がないんですか。幾ら回収したかということだけの報告があつて、しかし報告はあるので、きちっと集計しようと思えば集計できるという数字なのでしょうか。それが1点。

それから、担当課長としてはできるだけ余裕があつた方がいいだろうと思ひますけれども、これはどこの部局でもそうだし、先ほど一般会計の議論の中でも、今年度15億超えると、実質収支比率が12.3%という、本来これも指導上の数字としては5%程度と。3%のところもあるし、4%のところもあるわけだけど、そういうことで担当課長レベルでこれだけ金がないと安心できないわねという数字を積み上げていくと、多分大きな数字にどの会計でもなっていくだろうと思ひますけれども、その点シビアに見て、いわゆる希望、金が足りなくなったらどうしようと悩まなくてもいいということではなくて、本来これだけあればという数字としてはどの程度というふうに担当課長としては考えてみえるのでしょうか。

## ○保険年金課長（水谷辰也君）

まず1点目につきましてですが、第三者行為の明細につきましては、当然一件一件、結果の通知が参りますので、お時間をいただきまして、また後ほど集計してお答えをしたいと思ひます。

それから2点目の基金の関係でございますが、基本的に担当課長として一個人の意見を申し上げましたけれども、先ほど経済建設のお話の中にもございました。市全体を挙げてその財政運営についての削減が図られております。当然、19年度、18年度に比べまして国民健康保険の特別会計サイドも一般会計の繰り入れというものの4億円ほどの減額という実態もございませんで、そういった財政状況の中、また冒頭、回答の中にも申し上げましたように、後期高齢者

医療制度という新しい制度の創設が目前に迫っております。これについての試算がまだ私どもの方でできない状況でございます。そういったもろもろの意見と、それから扱っておりますのが医療費という代物でございます、御承知のようにどういったきっかけで大きな伸びを示すかというところは見切れない部分がございます。したがって、私個人の担当課長といいたしましても、基金残高がこれだけあれば間違いない、これだけは絶対的に確保したいという数値については申し上げることができませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第4号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第17・認定第4号：平成18年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第5号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第18・認定第5号：平成18年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

平成18年度から介護保険法が改正をされまして、地域支援事業が創設をされ、予防効果が図られたということですが、具体的には地域支援事業が行われ、予防効果があったのですか。また、介護保険料改定の値上げ、住民税による値上げなどで連続値上げとなっておりますが、不納欠損が289万7,000円となっておりますが、介護保険料が払えない人が増加していることはないのでしょうか。

2点目として、保険給付費、当初予定をしていました金額より1億801万円の残額が出ましたが、その理由は何か。平成17年度保険給付費26億7,000万円、18年度24億8,000万円で2億円ほど減少しておりますが、制度が改正されて減少したと考えていいのか、理由をお聞かせください。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

まず介護予防の関係でございますが、昨年、制度が変わりまして、介護予防も2種類になりました。まず特定高齢者といひまして、基本チェックリストというチェックリストがあるわけですけれども、それに基づいてチェックをいたしまして要介護状態になるおそれがある方を特定高齢者と呼ばせていただいておりますが、そういった方々に対する介護予防事業ということで、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症・うつ・閉じこもりの予防等の介護予防教室を実施してきております。それから、一般高齢者に対する介護予防でございますけれども、合併前の旧町村で実施しておりました、ミニデイという名称でもやっていたところもあるわけですけれども、レクリエーション、体操、工芸、交流会等の予防事業を実施しております。

特定高齢者の介護予防につきましては、できたばかりというようなこともございまして、若干参加者が少ないわけでもございましたけれども、高齢者からは同世代の人と交流ができたですとか、外出する機会ができたというようなことで好評いただいておりますので、今年度も充実させてやってきておるところでございますので、よろしく願いいたします。

それから介護保険料が払えない人が増加しているのではないかというお話ですが、18年度の未納者は212人で、17年度は208名ということで、確かに4名ふえておるわけでございますが、対象者もふえておるわけでございます。この人数は、その対象者で割りますと、17年度が6.4%、18年度が6.2%と、逆に対象者に対する人数でいきますと減っているというような状況でございますので、特に払えない人がふえたというふうな認識は持っておりません。

それから、1億の残額の関係ですけれども、予算額そのものが26億7,000万円というふうに大きな金額になっておりまして、執行率は96%を超えているわけでございます。もとの金額が大きいものですから、そういった予算残が生じてくるということで、特別な理由があつて生じたものではございません。

それから、平成17年度に比べ保険給付費が18年度は逆に減っているがということですが、17年度につきましては合併の年度でありまして、未払い金が繰り越されてきまして1億9,000万円の未払い金があるわけでもございまして、それを差し引きますと24億8,000万円ということで、大体17年度、18年度横ばいというような状況でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

介護保険料が払えない人が増加してはいないということですが、平成17年度は不納欠損が215万2,000円で、そうしますと74万5,000円ふえているということで、ほとんどの方が年金から保険料は引かれておりますので、普通徴収の方は年金が月1万5,000円以下の方になるわけでもございますが、そういった意味では、低所得者の方がなかなか払うことができない状況になるのではないかとと思いますが、その点はいかがでしょう。

また、地域支援事業費が1,130万円も残額が出たことについては、どのような見解をお持ちですか。また、今後の地域支援事業への計画はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい

と思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

確かに18年度、保険料等も改正になりまして、額的にはふえているようなところもありますが、先ほども言いましたように、どの階層がふえたというようなわけではございませんので、特に議員の御心配のようなことは私どもとしては考えておりません。

それから地域支援事業ですけれども、先ほども言いましたように、制度が始まったばかりということで、私どもとしてもちょっと予算の組み方についてなれていないところがあったというようなことで、今年度以降、そういったところもよく精査して進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

ちょっと地域支援事業への計画は今後どうなっているかというところ辺は。

○福祉部長（加賀和彦君）

こちらにつきましては、包括支援センターの方できちっと計画を立てて進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第6号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第19・認定第6号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

1点だけ御説明いただきたいと思います。

農業集落排水事業等の基金の残高は18億3,132万5,620円という数字になっていますが、既に供用開始している管理組合からの余剰金を管理組合別に、今まで積み上げてきたものは金額として幾らになっているのか、そういう資料を提出していただきたいのが1点と、その内容について、今集排の基金というのは、こういう各管理組合の余剰金も基金として積み上がっているんだということについては、例えば山路の組合は幾らあるのか、福原は幾らあるのか、そういうふうに、その数字については市民に対しても周知していく必要があると思うんですね。そういう考え方はないかどうか、説明をいただきたいと思います。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、各組合別の余剰金の積み上げた額が今どうかという御質問だと理解させていただ

きます。

それで、これにつきましては旧佐屋地区と立田地区がございしますが、それぞれ数字を列記をすればいいのか、後ほどの資料提供でという……。

○21番（永井千年君）

提供してください。合計でどうなっていますか、内訳ね。

○上下水道部長（若山富士夫君）

まず組合別の7組合トータルで言いますと、18年度末の余剰金の基金の残高ですが、1億1,243万8,011円ということがございます。それで、この各組合に対して基金の関係でございますが、年度末にそれぞれ組合の決算報告、それから総会等ございまして、その場におきまして、基本的には地域振興の方々の組合の指導等いただいておりますので、そちらの職員が出席をさせていただいて、こういった経理報告をすべてさせていただいております。それで、その経理報告を役員の方にしておりますので、役員の方々からまた各組合の組合員の方には周知がなされておるといふふうに、私ども理解をいたしております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

管理組合で報告したからいいということではなくて、愛西市全体として、今このように七つの組合についてはこういうふうに基金が積み上がっているんだと。それも入れて、この農業集落排水基金はこういう数字になるんだということについては、やはり僕は説明していただく必要があると思うんです。現に供用をまだ、私たち早尾地区だからこれからの話なわけで、そういう供用していないところの市民についてはそういう情報もわからないわけですので、今後、機会をとらえてそれが周知できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

今の基金の残高等につきまして、また役員さん方にもこういう状況であるということと、それから他地区についても公表していいかどうかということも含めて、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第7号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第20・認定第7号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第21・認定第8号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第21・認定第8号：平成18年度愛西市水道事業決算認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

認定第8号：平成18年度愛西市水道事業決算認定について、議案質問をさせていただきます。

内容は、前回議案説明の折、監査委員の方より今後の不安要因として報告がありました八開浄水場について質問させていただきます。

監査委員の方の報告によりますと、稼働年数も長く、ポンプ、基礎などの配水設備の更新期限が既に過ぎ、更新費用が3億6,000万円程度かかると報告されましたが、稼働年数は何年で、更新期限はいつ過ぎているのか、御説明ください。

また、更新計画は、通常で考えれば更新期限の数年前より、更新費用なども考慮され計画されていると思いますが、どのような更新計画で進んでいるのか。また、更新費用はどのような計画になっているのか。当然受益者負担なども考慮し、基金などを積み立て計画されていると思いますが、御説明いただきたいと思います。

最後に、今後、この浄水場の問題に対してどのような対応を考えておられるのか、お答えください。

○上下水道部長（若山富士夫君）

先般の監査委員さんの心配の報告の関係で御質問をいただいたわけでございます。

それで、八開の浄水場の関係でございますが、この浄水場につきましては、昭和52年竣工ということで、経過年数も30年たっておるといものでございます。なお、その経過的に、物によってどれだけ耐用ということは、個々の機械によってそれぞれ違うわけございまして、短いものと、法的には電気系統ですと15年、それからモーターやいろんなものについてはおおむね25年から30年以内で更新をとというような指針といいますか、安全基準があるわけございまして、先ほど30年と申しましたように、物によってはもう更新時期を過ぎちゃっているということでございます。

ただ、これにつきましては、全然何もせずにはうっておったということではなくて、平成10年ごろよりいろいろやってみえます。これで、たまたまでございますが、場内の電気設備等についても、機器の維持管理帳を3年に1度、電気計装設備点検については実施され、そしてここについてはどうしても直さないかんところについては、直しつつ現在に至っておるといことで、部分的な修繕等をしつつ今まで上手に利用をされてきたんではなかろうかというふうに理解をしておるわけでございます。

たまたま先ほどの3億6,000万につきましては、一気に3ヵ年計画で施設更新をするとどの



くらいかかるかという数値でございまして、その数値が先ほど議員も申された大きな金額という点でございまして。

本当はお金があれば、当然八開浄水場としても機器等取りかえをされたと思いますが、何分にも更新資金等のめどが立たずに今日に至っておるのではないかなあというふうに思っております。

それで、今後についてどうするかという関係でございまして、今後につきまして、愛知県の水道局等管理グループというのがございまして、そちらの水道担当の県の方ともよく協議をしまして、経費負担を少しでもなくし、また企業債等の借り入れ等も考えて、そして何とかこの更新計画を遂行していきたいと思っておるわけでございます。

非常に簡単ですが、以上でございます。

#### ○4番（日永貴章君）

説明ありがとうございます。

今の部長さんの説明を聞いていると、あくまで推測のところもあるような、3ヵ年で3億6,000万かかるというようなことで数字的には示したというお言葉もありましたが、この水ということは本当に住民の方の命の源であって、安心・安全を守る中で最も重要な問題であると思います。先ほどの説明で、県と協議して今後進めていくというお言葉がありましたが、この30年も過ぎる前に、通常であればどうしていくのかということは当然考えてこなければならなかった問題であると思いますし、この財政厳しい中、皆様の努力によって行財政改革を進めておる中で、この3億6,000万かけるということは、ほかのところで大変影響が出てくると思います。行政の説明責任として、なぜ今になってこのような問題が急に出てきたのか、今までなぜ対応してこなかったのかを含めてしっかりと調査して報告していただきたいと思いますが、今後調査・報告ということは考えてみえるのかみえないのか、その点をお聞きして質問を終わります。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

なぜ報告がおくれたかという点でございまして、実は私ども、今年の19年2月ごろにこの情報を事務の方から知ったというところで、それまで私も、今足かけ3年目になるわけですが、そういった問題があるということを知りませんでした。実際に聞いて、これは大変だということで、その後すぐに市長等にも相談し、今後どうしようということに対応を考慮しておるわけでございます。

何分、この八開の水道会計の収支関係は厳しいものがございまして、資金面でいろんな方策を今後十分練って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○4番（日永貴章君）

今後の対応はしていただかないといけないんですけれども、今までの、どうしてというところの、私、最後に調べていただいて報告していただきたいと思っております、それはしていただけるのかしていただけないのか、それだけお願ひいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

この件、今、部長が御説明申し上げましたように、過去の旧八開時代の話ではありますが、聞いて自分も驚いたわけであります。しかしながら、現実がそうであるならば対応していかなくてはなりません。合併協議会の場合でも、お互い各4地区それぞれ計画なり、大変な事業はきちっと持ち出して、その中で検討して、次の調整事項ということで、これも申し合わせてきているところでありますので、そうした中身についてはどういう状況だったか、ちょっと説明を聞きますと、業者からはもう何年も前からのアドバイスもあった旨聞いておりますし、旧佐織の浄水場につきましても、八開さんより3年ほど前に竣工しているわけで、随時、佐織時代もそうした修繕投資はしてきております。今般、愛西市佐織地区の水道料金18%ほどの値上げもお願いしているわけでありまして、個々のそうした流れは、きちっと説明できる範囲は説明をさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・請願第1号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第22・請願第1号：悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に日程第23・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第46号から議案第58号、認定第1号から認定第8号、請願第1号、陳情第9号から陳情第13号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付をいたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、決算特別委員会の開催時間が午前10時から午前9時に変更になっております。ここで御報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月13日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり御苦労さまでございました。これにて散会をいたします。

午後6時28分 散会

